

会 議 記 録

会議名 総務常任委員会

開催日 平成27年3月4日(水) 開会 午前 9時00分

閉会 午後 2時05分

出席者 委 員 委員長 福 富 善 明

中 島 克 訓 針 谷 育 造 広 瀬 昌 子

松 本 喜 一 関 口 孫 一 郎 大 川 秀 子

千 葉 正 弘

傍 聴 者 大 谷 好 一 青 木 一 男 小 久 保 か お る

古 沢 ち い 子 針 谷 正 夫 大 阿 久 岩 人

入 野 登 志 子 大 武 真 一 海 老 原 恵 子

小 堀 良 江 福 田 裕 司

欠 席 委 員 渡 辺 照 明

事務局職員 事務局 長 赤羽根 則 男 議 事 課 長 稲 葉 隆 造

課 長 補 佐 金 井 武 彦 主 査 石 塚 誠

委員会条例第21条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

総合政策部長	赤羽根	正	夫
総務部長	松本		俊
危機管理監	高橋	一	典
理財部長	五十畑	恵	造
大平総合支所長	小島	誠	司
藤岡総合支所長	塚田		勝
都賀総合支所長	青木	康	弘
西方総合支所長	和賀井	敏	之
岩舟総合支所長	大島	純	一
会計管理者	田谷	安	久
監査委員事務局長	萩原		弘
消防長	関口	義	行
消防本部次長	増山	政	廣
総合政策課長	小保方	昭	洋
総合政策課主幹	荒川		明
まちなか土地利用推進室長	國保	能	克
地域まちづくり課長	天海	俊	充
秘書広報課長	高崎	尚	之
財政課長	杉山	知	也
総務課長	川津	浩	章
職員課長	名淵	正	己
情報推進課長	塚田		薫
契約検査課長	榎本	佳	和
危機管理課長	大橋	嘉	孝
管財課長	大塚	桂	三
市民税課長	萩原	雄	一
資産税課長	島田	隆	夫
収税課長	早乙女	正	美
大平総合支所長	福島		司
地域まちづくり課長			
大平総合支所税務課長	勅使川原	成	好
藤岡総合支所長	田中		徹
地域まちづくり課長			

藤岡総合支所税務課長	片	柳	耕一郎
都賀総合支所 地域まちづくり課長	関	口	孝雄
都賀総合支所税務課長	高	橋	好男
西方総合支所 地域まちづくり課長	中	田	博之
西方総合支所 地域まちづくり課主幹	出	井	均
岩舟総合支所 地域まちづくり課長	松	本	静男
岩舟総合支所税務課長	柿	沼	実実
会計課長	石	川	武
選挙管理委員会事務局次長	平	本	子
監査委員事務局次長	宮	脇	康
消防総務課長	小	島	徹
予防課長	柏	崎	一夫
警防課長	石	田	栄
通信指令課長	小	藤	博男
消防第1課長	穂	本	行夫
消防第2課長	赤	城	一仁
議事課長	稲	葉	隆造

平成27年第1回栃木市議会定例会

総務常任委員会議事日程

平成27年3月4日 午前9時開議 全員協議会室

- 日程第 1 議案第18号 栃木市長等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定について
- 日程第 2 議案第19号 栃木市教育長の勤務時間、休日及び休暇並びに職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について
- 日程第 3 議案第20号 栃木市長、副市長及び教育長の給与の特例に関する条例の制定について
- 日程第 4 議案第25号 栃木市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第38号 栃木市藤岡遊水池会館条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第44号 字の廃止について
- 日程第 7 議案第56号 財産の取得について
- 日程第 8 議案第11号 平成26年度栃木市一般会計補正予算（第7号）（所管関係部分）
- 日程第 9 議案第55号 平成26年度栃木市一般会計補正予算（第8号）（所管関係部分）
- 日程第10 議案第 1号 平成27年度栃木市一般会計予算（所管関係部分）

◎開会及び開議の宣告

○委員長（福富善明君） ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しております。

ただいまから総務常任委員会を開会いたします。

（午前 9時00分）

◎諸報告

○委員長（福富善明君） 当委員会に付託された案件は、各常任委員会議案等付託区分表のとおりであります。

◎議事日程の報告

○委員長（福富善明君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎議案第18号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（福富善明君） ただいまから議事に入ります。

日程第1、議案第18号 栃木市長等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

名淵職員課長。

○職員課長（名淵正己君） おはようございます。ただいまご上程をいただきました議案第18号 栃木市長等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定につきましてご説明を申し上げます。議案書は4ページから7ページ、議案説明書は1ページから7ページとなります。

まず、議案説明書によりご説明を申し上げますので、議案説明書の1ページをごらんください。提案理由であります。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正によりまして、本年の4月1日に在職する教育長の任期満了後は、教育委員長と教育長を一本化した新教育長が設置されることとなります。これに伴いまして、教育長の身分がこれまでの常勤の一般職から市長、副市長と同じ常勤の特別職となりますことから、栃木市長等の給与及び旅費に関する条例及び栃木市議員報酬及び特別職給料審議会条例の一部を改正し、並びに栃木市教育長の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例を廃止することにつきまして議会の議決をお願いするものでございます。

次に、改正等の概要であります。1の栃木市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正につきましては、教育長が特別職となりますことから、特別職の給与及び旅費を定めております本条例に教育長の給与及び旅費に関する規定を加えるものでございます。

2の栃木市議員報酬及び特別職給料審議会条例の一部改正につきましては、特別職の報酬及び給

料を審議するために設置しております本審議会の審議対象に教育長の給料を加えるものでございます。

3の栃木市教育長の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例の廃止につきましては、概要の1でご説明いたしましたとおり、栃木市長等の給与及び旅費に関する条例に教育長の給与及び旅費に関する規定を加えますことなどから、既存の条例を廃止するものでございます。

なお、参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

また、詳細につきましては、新旧対照表によりご説明を申し上げますので、4ページ、5ページをごらんください。左のページが現行、右のページが改正案となります。

まず、改正条例第1条の栃木市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正であります。第1条の改正は、本条例の対象に教育長の給与及び旅費を加えるものでございます。

第2条の改正につきましては、教育長の給料月額をこれまでと同じ、68万円と定めるものでございます。

別表の改正につきましては、教育長の旅費をこれまでと同様に副市長と同額として定めるものでございます。

次に、6ページ、7ページをごらんください。改正条例第2条の栃木市議員報酬及び特別職給料審議会条例の一部改正であります。第1条の改正は、本審議会の審議対象に教育長の給料の額を加えるものでございます。

次に、議案書によりご説明を申し上げますので、議案書の4ページをごらんください。こちらは制定文となりますので、説明は省略させていただきます。次の5ページをごらんください。

改正文となりますが、第1条及び第2条につきましては、ただいま新旧対照表によりご説明をさせていただきましたので、6ページの上段にございます第3条をごらんください。6ページの上段の第3条となります。

第3条につきましては、第1条の改正によりまして教育長の給与及び旅費を新たに規定いたしましたこと、またこの後にご審議をお願いいたします栃木市教育長の勤務時間、休日及び休暇並びに職務に専念する義務の特例に関する条例を新たに制定いたしますことから、既存の栃木市教育長の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例を廃止するものでございます。

次に、附則であります。第1項につきましては、この条例は平成27年4月1日から施行するというものでございます。第2項から第4項につきましては、経過措置でございまして、本年4月1日に在職する教育長は、任期満了までこれまでどおり在職することとなりますことから、その間は本条例により改正または廃止する前の条例の規定が効力を有するというものでございます。

説明につきましては以上となります。ご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○委員長（福富善明君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法でお願いいたします。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） 討論省略の声がありましたが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第18号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ご異議なしと認めます。

したがって議案第18号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第19号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（福富善明君） 次に、日程第2、議案第19号 栃木市教育長の勤務時間、休日及び休暇並びに職務に専念する義務の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

名淵職員課長。

○職員課長（名淵正己君） ただいまご上程をいただきました議案第19号 栃木市教育長の勤務時間、休日及び休暇並びに職務に専念する義務の特例に関する条例の制定につきましてご説明を申し上げます。

議案書は8ページから10ページ、議案説明書は8ページとなります。まず、議案説明書によりご説明を申し上げますので、議案説明書の8ページをごらんください。

提案理由であります。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴いまして、教育長はこれまでの一般職から市長、副市長と同じ特別職となりますが、これまで同様、職務に専念する義務が課されることとなりましたことから、教育長の勤務時間、休日及び休暇並びに職務に専念する義務の特例に関し必要な事項を定めるため、本条例を制定することにつきまして議会の議決をお願いするものでございます。

なお、参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、議案書によりご説明を申し上げますので、議案書の8ページをごらんください。こちらは制定文となりますので、説明を省略させていただきます。次の9ページをごらんください。

条例案となりますが、第1条は趣旨規定でございまして、教育長の勤務時間、休日及び休暇並びに職務に専念する義務の特例について必要な事項を定めるというものでございます。

第2条は、教育長の勤務時間、休日及び休暇については、栃木市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の適用を受ける職員の例によるというものでございます。

第3条は、教育長の職務に専念する義務の免除については、栃木市職務に専念する義務の特例に関する条例の適用を受ける職員の例によるというものでございます。

附則であります。第1項につきましては、この条例は平成27年4月1日から施行するというものでございます。

第2項は経過措置でありまして、本年4月1日に在職する教育長は、任期満了までこれまでどおり在職することとなりますことから、その間は本条例の規定は適用しないというものでございます。

なお、本条例につきましては、新教育長が特別職となりますことから、新たに制定するものでございますが、勤務時間等につきましてはこれまでどおり一般の職員と同様でございまして、特に変更はございません。

説明につきましては以上となります。ご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○委員長（福富善明君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法でお願いします。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） 討論省略の声がありましたが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第19号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第19号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第20号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（福富善明君） 次に、日程第3、議案第20号 栃木市長、副市長及び教育長の給与の特例

に関する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

名淵職員課長。

○職員課長（名淵正己君） ただいまご上程をいただきました議案第20号 栃木市長、副市長及び教育長の給与の特例に関する条例の制定につきましてご説明を申し上げます。

議案書は11ページから13ページ、議案説明書は9ページとなります。まず、議案説明書によりご説明を申し上げますので、議案説明書の9ページをごらんください。

提案理由であります。本市の財政状況を考慮し、市長、副市長及び教育長の給料を減額する措置を講じるため、栃木市長、副市長及び教育長の給与の特例に関する条例を制定することにつきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

なお、参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、議案書によりご説明を申し上げますので、議案書の11ページをごらんください。こちらは制定文となりますので、説明を省略させていただきます。次の12ページをごらんください。

条例案となりますが、第1条は趣旨規定でありまして、栃木市長等の給与及び旅費に関する条例の特例を設けることについて、必要な事項を定めるというものでございます。

第2条は、市長、副市長及び教育長の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの期間における給料月額については、栃木市長等の給与及び旅費に関する条例に定める額から5%を減じた額とするというものでございます。また、期末手当の算定となる給料月額は、減額前の額とするものでございます。

なお、第2条に規定する教育長につきましては、今後設置されることとなります新教育長に関する規定となります。

附則であります。第1項につきましては、この条例は平成27年4月1日から施行するというものでございます。

第2項につきましては経過措置でございまして、本年4月1日に在職している教育長は、任期満了までこれまでの給与条例が適用されますことから、その場合の給料月額は当該条例に規定された給料月額、現在の給料月額から5%を減じた額とするというものでございます。

また、期末手当及び勤勉手当の算定の基礎となる給料月額は、減額前の額とするものでございます。

第3項につきましては、この条例は平成28年3月31日限り効力を失うというものでございます。

説明につきましては以上となります。ご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○委員長（福富善明君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法でお願いします。

質疑はありませんか。

大川委員。

○委員（大川秀子君） 本市の財政状況を考慮してということになりますけれども、理由としてね。

この経費の削減額は幾らになるのか、教えてください。

○委員長（福富善明君） 名淵職員課長。

○職員課長（名淵正己君） 年額でお答えさせていただきたいと思います。

市長につきましては61万2,000円、副市長が50万4,000円、教育長が40万8,000円、合計で152万4,000円の引き下げとなります。

以上でございます。

○委員長（福富善明君） 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） 討論省略の声がありましたが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第20号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第20号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第25号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（福富善明君） 次に、日程第4、議案第25号 栃木市行政手続条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

川津総務課長。

○総務課長（川津浩章君） ただいまご上程いただきました議案第25号 栃木市行政手続条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

議案書は31ページから34ページ、議案説明書は15ページから27ページでございます。初めに、議案説明書の15ページをごらんください。

提案理由であります。行政手続法は、処分、行政指導、命令等を定める手続に関しまして共通

する事項を定めることによって行政運営における公正性の確保と透明性の向上を図り、もって国民の権利利益の保護に資することを目的に制定された法律であります。この行政手続法の一部改正に伴いまして、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市行政手続条例の一部を改正することについて議会の議決をいただきたいというものでございます。

次に、改正の概要であります。1、規定の整理を行うこと、2、行政指導を行う際に、許認可等権限の根拠の明示を義務づけること、3、法律または条例の要件に適合しない行政指導について中止等を求めることができることとすること、4、法令に違反する事実について是正のための処分等を求めることができることとすることとあります。

なお、参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、改正の内容であります。新旧対照表で説明いたしますので、16、17ページをごらんください。

まず、目次であります。第4章の2は、処分等の求めの条文が追加となることから、章を追加するものであります。

次に、第2条第3号については、その根拠を条例等から法令に置きかえる必要があるものについて、該当条項の追加をするものであります。

次に、第2条第5項、それから18ページ、19ページの第3条第7号から、22、23ページの第28条までの名宛人につきましては、平成22年11月に常用漢字表が改定されたことを受け、表記を漢字に改めるものであります。

次に、恐れ入りますが、16、17ページにお戻りください。第3条の適用除外については、第4章の2が追加になりますので、適用除外の範囲を改めるものであります。

次に、第3条第5項については、引用条文の誤りを改めるものであります。

次に、飛びまして22、23ページをごらんください。第31条第2項については、誤字を訂正するものであります。

次に、第33条については、第2項に行政指導を行う際に許認可等の権限の根拠の明示を義務づける規定を加えるとともに、現行の第2項以下を繰り下げるというものであります。

次に、第34条の2としまして、行政指導を受けた者がその行政指導が当該法律または条例の要件に適合していないのではないかと思料するときは、その行政指導の中止等を求めることができる旨の条文を追加するものであります。

25ページの第2項につきましては、行政指導の中止等を求める際の申し出は、その理由などを記載した申出書を提出しなければならない。

第3項は、行政指導の中止を求める申し出があったときは、市は必要な調査を行い、調査した結果、法律または条例の規定に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止など必要な措置をとらなければならないという条文を追加するものであります。

次に、第35条の2は、何人も法令に違反する事実について、その是正のための処分等を求めることができるという規定を追加するものであります。

第2項は、処分等を求める際の申し出は、法令に違反する内容等を記載した申出書を提出しなければならない。

第3項は、処分等を求める申し出があったときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要な処分等をしなければならないという条文を追加するものであります。

恐れ入りますが、議案書の31ページをごらんください。これは議案第25号の制定文でございますので、説明は省略させていただきます。

次に、32ページから34ページは改正文でありまして、先ほど内容のほうは新旧対照表で説明させていただきましたので、省略させていただきます。

最後に、34ページの下段の附則であります。第1項でこの条例は平成27年4月1日から施行するものとし、第2項は市税条例第4条第2項で引用している行政手続条例の規定が今回の改正により項番が繰り下がったことに対応するものであります。

説明は以上でございます。ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（福富善明君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法でお願いします。

質疑はありませんか。

針谷委員。

○委員（針谷育造君） 第4章の2の処分等の求めというのがございます。35条の2以下あるのですが、これを読みますと、現実に法令違反等が起きているというような事実が地域の人たちがそのことを認められると、そういうことに対して処分等を求めるということで、以下の書類等、氏名、名称及び住所または居所、法令に違反する事実の内容等を申出書を出すと、こういうふうに読めるわけですが、現実にはどのような運用ができるのか伺いたいと思います。

○委員長（福富善明君） 川津総務課長。

○総務課長（川津浩章君） 現実的に申出書の書式は決まっておりますが、任意の書式で申し出ることができます。それで、具体的な例を申し上げますと、例えば栃木市をきれいで住みよいまちにする条例というのがございます。そこには、犬を飼っている方は、犬がその公共の場所にふんをしたようなときには、それを直ちに回収して持ち去らなければならないとされておりまして、この条例に基づきまして、14条でも違反した者に対して必要な措置を講ずるように指導することができるのですが、現実的にはそういうことを見かけた方は、電話等で環境課にそういうことを言って、それを環境課のほうでは調べるといようなことになるとは思いますが、この条例の改正後は、具体的には書類で出してくださいというようなことになって、それに基づきまして市のほうで内容

等を確認した後、その必要な調査を行って、もしそのような事実が確認できれば、その方に対して指導ができるというようなことになって、指導に従わないようなときは処分等も行うようなことになるというふうなことが具体例で申し上げますと、そんなのが例になります。

以上でございます。

○委員長（福富善明君） 針谷委員。

○委員（針谷育造君） それでは、そういう非常に細かいものについて、このように申し出をする人は少ないのかなという気はいたしますけれども、私が一番心配しているのは、岩船山の西側に土砂埋め立て条例があるにもかかわらず、その許認可をとらない業者が依然としてもう3年も4年もやっているということで、私にしてみれば県と市の行政の怠慢でないのかなという気がいたしております。現実に山のように積まれている現実があるものを地元の人たち、自然を守る会というのがあるわけなのですけれども、そういう人たちがここにあるような申出書、法令に違反する事実の内容、当該処分または行政指導の内容等を調査しながら、こういうものをそろえなければできないということになるのか。あるいは、これは条例で決まっているわけですから、こういったものをそろえなければならぬと思いますけれども、事前にそういうものをこの条例ができたことによってお知らせをしていただければいいのだと思いますけれども、本当に公共の福祉に反するような業者は依然としてやっているわけでありまして、地元の人たちは非常に危惧をしていると。一つの例でありますけれども、そういうものがこのことによってできるのかどうか、お伺いをしたいと思います。

○委員長（福富善明君） 川津総務課長。

○総務課長（川津浩章君） 今のご質問につきましては、その処分等の求めによる場合、必要事項が全部書けない場合でも相談をしていただいて、そこは内容を確認して追加して書いていただくというようなことも現実的にはあるかと思えます。

それで、実際にその事例の場合ですと、総務課のほうとしましては、担当課のほうに、今度はこういう条例の改正になったので、指導等を徹底するように、庁内のほうにも周知を図って、この条例の運用を適正にしていきたいと考えております。

○委員長（福富善明君） 針谷委員。

○委員（針谷育造君） 大変住民の意思、そういうものを尊重する改正であるということで、私は結構ではないのかなというふうに思っております。

○委員長（福富善明君） 要望として、ありがとうございました。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） 討論省略の声がありましたが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第25号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第25号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第38号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（福富善明君） 次に、日程第5、議案第38号 栃木市藤岡遊水池会館条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

田中藤岡地域まちづくり課長。

○藤岡総合支所地域まちづくり課長（田中 徹君） ただいまご上程をいただきました議案第38号 栃木市藤岡遊水池会館条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

議案書につきましては71ページから72ページ、議案説明書につきましては97ページから99ページでございます。それでは、まず議案説明書からご説明をいたしますので、議案説明書97ページをどうぞらんください。

議案第38号 栃木市藤岡遊水池会館条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由でございますが、栃木市藤岡遊水池会館を渡良瀬遊水地の来訪者に対し利便を図るとともに、市民交流の場としての利用に供する施設とすることに伴いまして、所要の改正を行う必要が生じたため、本条例の一部を改正することについて議会の議決をお願いするものでございます。

改正の概要でございますが、1つは、第1条の設置規定でございます。藤岡遊水池会館は、地域の集会施設として設置されたものでございますが、渡良瀬遊水地は平成24年7月にラムサール条約湿地に登録され、市としての情報の発信を求められていますことから、情報の発信や来訪者への利便を図るための施設として、第1条全部を改めているものでございます。

2つは、第8条関係の別表を改めるもので、使用料を納付する施設の部分から会館1階にあります小会議室とホールを削りまして、あわせて使用を許可する単位を1時間に改めるものでございます。

なお、削りました1階の小会議室とホールにつきましては、市が情報発信をするスペースとして使用するもので、市が展示を行うほか、一般財団法人アクリメーション振興財団の協力を得まして、湿地資料館の整備を行うものでございます。

参照条文につきましては、省略をさせていただきます。

また、新旧対照表につきましても、改正の内容、先ほどの概要と同じでございますので、説明を省略をさせていただきたいと思っております。

次に、議案書によりご説明いたしますので、議案書の71ページをごらん願います。こちらは、制定文でございます、説明は省略をさせていただきます。

72ページをごらん願います。改正文でございます、内容は先ほどの改正の概要でご説明しましたので、省略をさせていただきます。

附則でございますが、この条例は平成27年4月1日から施行するものでございます。

2項につきましては、条例の施行に当たっての経過措置でございます。

以上で説明を終わります。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○委員長（福富善明君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法でお願いします。

質疑はありませんか。

大川委員。

○委員（大川秀子君） これによって、これまで貸し出しをしていた小会議室、ホールが貸し出しにはならないということになるわけですが、それによって市民への不便性とか、そういうのは生じないのかどうか、お伺いをしたいと思います。

○委員長（福富善明君） 田中課長。

○藤岡総合支所地域まちづくり課長（田中 徹君） 1階の小会議室とホールの貸し出しにつきましては、市民への不便はないのかというご質問でございますが、1階の小会議室等につきましては、平成25年の実績ですと33件ほど貸し出しがございました。ただ、貸し出しする相手方としましては、市の関係者、市の関係ですね、またあとアクリメーション振興財団ですとか、河川関係の方への貸し出しということで、市民への影響はほぼないものと思っております。

また、ホールの貸し出しにつきましては、市が行うイベント等の全館を押しやるためのホールを押しやっているというものと、あと選挙における投票所の使用というような状況でございますので、ほぼ影響はないものというふうに考えております。

以上です。

○委員長（福富善明君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ないようですので、これをもって質疑を終了します。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） 討論省略の声がありましたが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ご異議なしと認めます。討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第38号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第38号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第44号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（福富善明君） 次に、日程第6、議案第44号 字の廃止についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

川津総務課長。

○総務課長（川津浩章君） ただいまご上程いただきました議案第44号 字の廃止についてご説明を申し上げます。

議案書は83ページから84ページ、議案説明書は116ページから121ページでございます。初めに、議案説明書の116ページをごらんください。

提案理由でございますが、平成20年11月に設立認可を受けた栃木市箱森西部土地区画整理組合による栃木市箱森西部土地区画整理事業の施行により、施行区域内の字を廃止することについて議会の議決をいただきたいというものでございます。

なお、参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

119ページをごらんください。こちらは、今回字を廃止する栃木市箱森西部土地区画整理事業の位置図でございます。ごらんのとおり本事業は本市の中心部の環状線の北西に位置した8.3ヘクタールの区域となっております。

恐れ入ります。次に、議案説明書の向きを変えていただいた上で、120ページをごらんください。こちらの図面が字の廃止区域平面図でありまして、着色してある部分が今回字の廃止をする区域になります。現在の字の状況であります。凡例と合わせながらごらんいただきたいと思っております。

薄緑の区域が箱森町字本郷、薄い青が字元新田、薄い小豆色が字烏塚、濃い緑が字館野、濃い青が字北田、紫色が字金塚、濃いオレンジ色が字御辺の区域のうち、今回字の廃止をする区域となります。施行区域内の中で白抜きの部分は土地区画整理事業の施行地区の区域外でありまして、字の廃止はいたしません。

121ページが変更後のまちの区域図でありまして、土地区画整理事業の実施した区域の字が全て廃止となります。

なお、土地区画整理事業施行後の小字の扱いについてであります。住居表示を実施している区域の小字については、原則廃止とし、栃木地域以外の住居表示を実施していない区域の土地区画整理事業施行後の小字は、区域の変更をして施行後の形状に合わせて小字を残すこととしております。

続きまして、議案書83ページをごらんください。議案第44号 字の廃止についてでございますが、地方自治法第260条第1項の規定に基づき、別紙変更調書のとおり字を廃止するものとし、その変更の期日を地方自治法施行令第179条の規定により、土地区画整理法第103条第4項で定める換地処分公告の翌日とするというものでございます。

次に、84ページがその変更の内容でございます。変更前の地番の欄に記載されている土地の小字が廃止になるというものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（福富善明君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法でお願いします。

針谷委員。

○委員（針谷育造君） 説明はわかりました。この小字というのは、非常に古い歴史を持っておりまして、私がちょっと調べたのですと、平安時代の延喜式という式目とかいろいろあるようですけれども、その当時から小字というものは、人の住んでいる場所についてはそのように定着をしてきているわけでありまして、ここで一気に箱森、例えば災害なんかのときには、この小字というのが非常に有効に働くというようなことをテレビ等でもやっていますね。例えば泉田であるとか、その湿地帯にある地名とかという。この場合には、箱森ということですので、そういうその小字によっていろんなその地域の歴史等々がどうなるのかわかりませんが、先ほどの説明の中で原則ですか、小字を残すというような説明があったような気がするのですけれども、この区画整理の中で小字を廃止するところとなくするところがあるのかどうなのか、その点も含めて、私は意見としてできるだけ小字は尊重して、もし小字があって非常に不便を来すと。小字は今使っているのは、登記のときぐらいだと思うのですね。ほかの通常取引のときにはないものですから、いろいろ申し上げましたけれども、その小字の考え方についてと、あとは……

○委員長（福富善明君） 済みません、一問一答の方法でお願いします。

○委員（針谷育造君） わかりました。

○委員長（福富善明君） 川津総務課長。

○総務課長（川津浩章君） まず、小字の考え方でございますが、先ほども説明で申し上げましたとおり、栃木地域の住居表示を実施しているところは、原則として小字は廃止していく。栃木地域以外で住居表示をとっていないほかの地域につきましては、区画整理とかの場合に字を区域の変更でその区画形状に合わせて変更することによって、小字のほうは残すということで、これまでもそん

なふうにやっていたので、これからもそんなふうにしていきたいと考えております。まずはよろしいでしょうか。

○委員長（福富善明君） 針谷委員。

○委員（針谷育造君） 申しわけないですね、何回も。住居表示というのは、私勉強不足でよくわからない。岩舟のほうに住んでいると、そんなところは余り関係しなかったの、もう一度説明をしていただけますか。住居表示とはどういうことなのかということ。

○委員長（福富善明君） 川津総務課長。

○総務課長（川津浩章君） ちょっと詳しく説明できないという、申しわけないのですが、住居表示は大字を何々町とかいうふうにつきまして、その後の小字は表現しないで何番何号とかというようにとるのを住居表示としていていると思いますが、その住居表示をとっていないところは、昔ながらの大字があって小字も、済みません、使っているような感じかと思いますが、済みません、ちょっと適切な回答でなくて申しわけないのですが、そんな感じで、何番何号というのを、何番何号…

…

○委員長（福富善明君） 済みません、ご静粛をお願いします。

○総務課長（川津浩章君） 何丁目というようなのを使っているというところですよ。

○委員長（福富善明君） 針谷委員。

○委員（針谷育造君） 了解いたしました。要望になるかと思えますけれども、その住居表示というものについては、やむを得ないかなという気もいたしますけれども、歴史をちゃんと残しておくというのも一つの手段で、別の方法でもあればそういうものを法務局へ行けば残るか、あるいは法務局へ行ってもこの住居表示して区画整理があると、小字は廃止されるということになってしまいますと、どこにもその痕跡がなくなるというようなことなので、これは文化財あるいは文化課の範疇に入るかと思えますけれども、そういうものもちゃんと古いものを残していただきたい、そのことを要望したいと思います。

○委員長（福富善明君） 要望として。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） 討論省略の声がありましたが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第44号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第44号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第56号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（福富善明君） 次に、日程第7、議案第56号 財産の取得についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

小島消防総務課長。

○消防総務課長（小島 徹君） ただいまご上程をいただきました議案第56号 財産の取得についてご説明を申し上げます。

〔「ちょっと待ってください」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） 済みません。この薄いやつですけれども、追加議案ですか。

○消防総務課長（小島 徹君） 追加議案書、平成27年度第1回栃木市議会定例会追加議案書及び追加議案説明書をお開きください。

○委員長（福富善明君） ちょっと待ってください。まだそろえていないです。

よろしいですか。お願いします。

小島消防総務課長。

○消防総務課長（小島 徹君） ただいまご上程をいただきました議案第56号 財産の取得についてご説明をいたします。

議案説明書2ページ、3ページをお開きください。提案理由ですが、栃木市消防無線のデジタル化に関する消防団デジタル無線携帯型受令機215台及び車載用受令機81台を購入することについて、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の決議を求めるものでございます。

議案書1ページにお戻りください。消防救急デジタル無線は、平成28年5月にアナログからデジタルへの移行が予定されていますので、消防本部の無線の整備に合わせて整備するものでございます。

説明は以上です。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○委員長（福富善明君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法でお願いいたします。

関口委員。

○委員（関口孫一郎君） これ、消防用のデジタル無線ということで、指名競争になっています。これ特殊なものなので、指名競争何社ぐらい指名されましたか。

○委員長（福富善明君） 小島消防総務課長。

○消防総務課長（小島 徹君） 指名業者は10社となっております。

○委員長（福富善明君） 関口委員。

○委員（関口孫一郎君） 10社ということです。予定価格が4,697万4,600円ということでございます。

落札率はどの程度かお知らせをお願いします。

○委員長（福富善明君） 小島課長。

○消防総務課長（小島 徹君） 申しわけありません。その点についてちょっと、資料を今持ち合わせていませんので、後でお答えいたします。

○委員長（福富善明君） 榎本課長。

○契約検査課長（榎本佳和君） それでは、入札を執行いたしました契約検査課のほうからお答えをしたいと思います。

落札率は49.99%でございます。

○委員長（福富善明君） 関口委員。

○委員（関口孫一郎君） 大変な低い落札率で、私も驚きました。

あとは、もう一点お聞きします。受令機が215台、車載用受令機が81台ということでございます。

この車載用受令機に関しましては、消防ポンプ車等にこれつけるのかなと思いますけれども、携帯型の受令機215台、この配付先をお知らせ願いたいと思います。

○委員長（福富善明君） 小島課長。

○消防総務課長（小島 徹君） 消防団員の部長以上の方に配付予定となっております。それと、予備の台数で215台となっております。

○委員長（福富善明君） 関口委員。

○委員（関口孫一郎君） 幹部団員ということで理解してよろしいですね。

○委員長（福富善明君） 小島課長。

○消防総務課長（小島 徹君） はい、そのとおりです。

〔「了解しました」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） 松本委員。

○委員（松本喜一君） この215台で緊急時に間に合うのでしょうか。

○委員長（福富善明君） 小島課長。

○消防総務課長（小島 徹君） 消防団の部長以上の幹部に配付しますので、それと車載があるので、十分だと思われれます。

○委員長（福富善明君） 松本委員。

○委員（松本喜一君） 消防団員の場合には、勤め先がいろいろありますよね。分団に1台とか、分団の中には1、2、3、4と分かれているところありますけれども、全部配るのでしょうけれども、

勤め先がいろいろ変わっているということ、連絡がとれないという緊急性もあるかなと思うのですよ、携帯しているということは。ある程度の余裕を持って分団に分けておかないと、いざというときに出動できないという状況はないのでしょうか。

○委員長（福富善明君） 小島課長。

○消防総務課長（小島 徹君） 幹部の方とあとは予備の台数を設けていますので、もし何かありましたらその予備の台数を割り当てたいと思います。

○委員長（福富善明君） ほかに質疑ありませんか。

中島副委員長。

○副委員長（中島克訓君） もう4年前なのですけれども、東北のほうで大きな地震があったときに、無線関係、携帯も全て通じなくなったというふうな経緯を経験しておりますが、このデジタル無線受令機に関しましては、万が一またそのような大きな災害等があったときに、その通信ができなくなっては困りますので、そのバックアップ体制というのでしょうかね、そういうのは今までのとはまた違うような形をとっているのか。新たにそういった大きな災害に遭ったときにでも、この受令機はちゃんと動くのかどうか、お聞きしたいと思います。

○委員長（福富善明君） 小島課長。

○消防総務課長（小島 徹君） この受令機は、栃木市消防本部の指令のもとに受信する周波数を設定しますので、もし大きな災害、栃木市の消防本部がもし何か、潰れるというような感じで申し上げては申しわけないのですけれども、もし指令室のほうで何かがあった場合にはつながらなくなります。そのバックアップといたしましては、ケーブルテレビとかを利用して、バックアップというのはちょっと言い過ぎかもしれませんが、そのような対応をとっております。

○委員長（福富善明君） 中島副委員長。

○副委員長（中島克訓君） 要は大もとが消防署にあるというふうなことで理解したのですけれども、その消防署のほうのあれをそういった大災害においても落ちないような形を今後ともとっていただきたいと思います。これは要望で結構ですので、よろしく願います。

○委員長（福富善明君） 要望としてよろしく願います。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） 討論省略の声がありましたが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第56号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第56号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで暫時休憩をいたします。

（午前 9時57分）

○委員長（福富善明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時10分）

◎発言の申し出

○委員長（福富善明君） ここで小島消防総務課長から発言の申し出がありましたので、これを許します。

小島課長。

○消防総務課長（小島 徹君） 先ほど松本委員のほうから、勤め先に勤めている団員に対しての災害情報の周知についてありましたけれども、ケーブルテレビからの情報発信と、今消防団員の方は携帯電話をお持ちですので、携帯メールで団の方に出場してくれとか、そういうふうな内容を発信しています。

以上です。

○委員長（福富善明君） 説明のとおりでありますので、ご了承願います。

◎議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（福富善明君） 次に、日程第8、議案第11号 平成26年度栃木市一般会計補正予算（第7号）の所管関係部分を議題といたします。

当局から説明を求めます。

なお、説明欄に記載されている金額については読み上げを省略していただいで結構です。

杉山財政課長。

○財政課長（杉山知也君） ただいまご上程いただきました議案第11号 平成26年度栃木市一般会計補正予算（第7号）の所管関係部分につきましてご説明いたします。

別冊の補正予算書の3ページをごらんください。議案第11号 平成26年度栃木市一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによるというものであります。

歳入歳出予算の補正は、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ34億1,850万2,000円を

減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ696億6,231万円とする。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるというものであります。

繰越明許費は、第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」によるというものであります。

債務負担行為の補正は、第3条、債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」によるというものであります。

地方債補正は、第4条、地方債の変更は、「第4表 地方債補正」によるというものであります。

4ページ、5ページをお開きください。第1表、歳入歳出予算補正であります。4ページが歳入、次の5ページが歳出となっております。なお、所管関係部分の内容につきましては、後ほど事項別明細書により説明させていただきますので、ここでの説明は省略させていただきます。

6ページ、7ページをお開きください。第2表、繰越明許費であります。所管関係部分のみ説明させていただきます。1行目の2款1項例規管理につきましては、9月補正予算により措置しました社会保障・税番号制度の関連例規整備業務支援委託について、個人番号利用事務等の検討に時間を要したため、例規案作成業務等に係る経費について繰り越しさせていただくものであります。

次の旧岩舟町役場本庁舎解体事業につきましては、現地調査の結果、アスベストが発見されたため、その処理費用を今回増額補正することから繰り越しさせていただくものであります。

7ページをごらんください。2行目の消防用機械器具購入（栃木）につきましては、消防無線のデジタル化を県消防広域化協議会と市消防本部で進めておりますが、この事業に遅延があり、デジタル無線受令機の仕様書作成に不測の期間を要し、入札執行がおくれたことから、繰り越しさせていただくものであります。

そのほか表中に記載されております14件につきましては、所管外となりますので、説明は省略させていただきます。

次に、下段の第3表、債務負担行為補正（追加）につきましては、所管外となりますので、説明は省略させていただきます。

8ページをお開きください。第4表、地方債補正（変更）であります。本表は、上段が補正前、下段が補正後となっております。起債の目的欄にあります介護老人保健施設整備資金貸付事業につきましては、起債の限度額を1,400万円減額しまして、2億5,000万円に変更させていただくものであります。

次の農業生産基盤整備事業につきましては、起債の限度額を3,760万円減額しまして、4,500万円に変更させていただくものであります。

次の道路維持事業につきましては、限度額を60万円減額しまして、9,730万円に変更させていただくものであります。

次の道路新設改良事業につきましては、限度額を500万円増額しまして、6億2,800万円に変更させていただきます。

次の橋りょう維持事業につきましては、限度額を2,660万円増額しまして、7,110万円に変更させていただきます。

次の橋りょう新設改良事業につきましては、限度額を100万円減額しまして、530万円に変更させていただきます。

次の河川等整備事業につきましては、限度額を450万円減額しまして、2,920万円に変更させていただきます。

次の街路事業につきましては、限度額を270万円減額しまして、1,840万円に変更させていただきます。

次の公園整備事業につきましては、限度額を1,400万円増額しまして、9,460万円に変更させていただきます。

次の消防施設整備事業につきましては、限度額を3,840万円減額しまして、6億6,430万円に変更させていただきます。

なお、起債の方法、利率及び償還の方法につきましては、変更ございません。詳細につきましては、事項別明細書により説明させていただきます。

恐れ入りますが、35ページをお開きください。歳入歳出補正予算事項別明細書の総括表であります。35ページは歳入、次の36、37ページが歳出となっておりますが、ここでの説明は省略させていただきます、引き続き所管関係部分の歳入について説明をさせていただきます。

38ページ、39ページをお開きください。10款1項1目1節地方交付税は、補正額6億5,200万円の減額であります。説明欄の特別交付税につきましては、昨年2月の大雪被害に関する特別交付税の交付時期が平成27年度に延期されることに伴い、減額補正するものであります。

40ページ、41ページをお開きください。14款2項6目1節総務管理費補助金は、補正額1億4,033万3,000円の増額であります。説明欄の頑張る地域交付金につきましては、公共事業に伴う地方負担を軽減するために今年度創設されたもので、国からの交付額が確定したことから予算計上するものであります。

42ページ、43ページをお開きください。16款1項2目1節利子及び配当金は、補正額942万3,000円の減額であります。所管関係部分は、説明欄の1行目、財政調整基金利子と減債基金利子でありまして、当初予算にて預金に対する利率0.2%で見込みましたところ、実際には0.1%前後で推移したことから減額補正するものであります。

44ページ、45ページをお開きください。16款2項1目1節土地売払収入は、補正額1億3,046万3,000円の増額であります。説明欄の市有土地売払収入につきましては、法定外公共物売り払い及び普通財産である市有地の売却による収入であります。

続きまして、17款1項1目1節一般寄附金は、補正額202万9,000円の増額であります。説明欄の一般寄附金につきましては、個人2件、団体1件からの寄附金受け入れにより増額補正するものであります。

続きまして、2目1節総務管理費寄附金は、補正額675万5,000円の増額であります。説明欄の市民協働まちづくり寄附金及びマスコットキャラクター応援寄附金につきましては、市民等からの寄附金及びふるさと納税における寄附金を増額補正するものであります。

続きまして、18款2項1目1節財政調整基金繰入金は、補正額3億3,784万3,000円の減額であります。説明欄の財政調整基金繰入金につきましては、補正予算の財源調整として基金からの繰り入れを減額補正するものであります。

次に、12目1節東日本大震災復興推進基金繰入金は、補正額3,592万3,000円の増額であります。説明欄の東日本大震災復興推進基金繰入金につきましては、(仮称)観光情報物産館整備事業費ほか2事業の財源に充てるため増額補正するものであります。

46ページ、47ページをお開きください。20款5項5目2節雑入は、補正額1,938万5,000円の減額であります。説明欄の1行目、借地権譲渡承諾料(管財課)につきましては、大澤基金の財産として保有する東京都渋谷区幡ヶ谷1丁目地内の市有土地に関し、借地人が借地権を譲渡することに伴う譲渡承諾料の収入であります。

次に、一番下の源泉所得税返還金(職員課)につきましては、栃木税務署からの行政指導に基づいて行った自己点検で建築士、弁護士等の委託料等に係る源泉所得税の徴収漏れが判明しましたので、その不足分を返還していただくものであります。

次に、21款市債であります。補正額は5,320万円の減額であります。1項2目1節社会福祉債は、補正額1,400万円の減額であります。説明欄の介護老人保健施設整備資金貸付事業債につきましては、事業者に対する国庫補助金の増額に伴い、市からの貸付金が減額になったため、その財源となる市債を減額補正するものであります。

続きまして、3目1節農業債は、補正額3,760万円の減額であります。説明欄の県営かんがい排水事業債につきましては、西前原地区県営かんがい排水事業負担金の減に伴い、減額補正するものであります。

続きまして、4目1節道路橋りょう債は、補正額2,730万円の増額であります。説明欄の地方道路整備事業債につきましては、国の補正予算による橋梁長寿命化修繕事業費の増額や、市道D-23号線道路改良事業費ほか31件の事業費確定により増額補正するものであります。

次の合併特例債事業(道路新設改良事業)につきましては、市道209号線道路改良事業債の増額や、今泉泉川線道路整備事業ほか13件の事業費確定により増額補正するものであります。

次の合併特例事業債(橋りょう維持事業)につきましては、橋梁長寿命化修繕事業費のうち緑川橋にかかる工事の延期により減額補正するものであります。

次の合併特例事業債（橋りょう新設改良事業）につきましては、市道233号線長宮橋橋りょう整備事業費の事業費確定により減額補正するものであります。

次に、2節河川債は、補正額450万円の減額であります。説明欄の河川等整備事業債につきましては、河川改修事業費の事業費確定により減額補正するものであります。

次に、3節都市計画債は、補正額1,400万円の増額であります。説明欄の公園整備事業債につきましては、総合運動公園の陸上競技場改修工事において、特定財源となるスポーツ振興くじ助成金が減額となるため、起債額が増額となったことなどにより増額補正するものであります。

続きまして、4目1節消防債は、補正額3,840万円の減額であります。説明欄の消防施設整備事業債につきましては、消防団機械器具置場等整備事業費の減額や、消防ポンプ自動車等購入事業費ほか3事業の事業費確定により減額補正するものであります。

次の合併特例事業債（消防施設整備事業）につきましては、消防団機械器具置場整備事業費の減額や、高規格救急自動車購入事業費ほか1事業の事業費確定により減額補正するものであります。

以上で歳入についての説明を終わります。

引き続き、所管関係部分の歳出についてご説明いたします。48ページ、49ページをお開きください。2款1項1目一般管理費は、補正額2,100万円の減額であります。説明欄の職員福利厚生事業費につきましては、職員健康診断の受診者が当初見込みを下回ったことにより減額補正するものであります。

次の臨時職員共済費につきましては、一般管理費に係る臨時職員の社会保険料に不用額が生じる見込みであるため、減額補正するものであります。

次の職員研修事業費につきましては、専門的な知識・技術習得のための研修や先進地視察研修等の職員旅費及び負担金等が当初見込みを下回ったことにより減額補正するものであります。

次の職員課一般計上事務費につきましては、一般管理費に係る臨時職員の賃金に不用額が生じる見込みであるため、減額補正するものであります。

次に、2目文書管理費は、補正額47万1,000円の減額であります。説明欄の広報事業費（栃木）につきましては、広報とちぎ印刷の入札を行った結果、落札金額が予算額を大幅に下回ったことから減額補正するものであります。

次のマスコットキャラクター応援基金積立金につきましては、市民等からの寄附金及びふるさと納税における寄附金を積み立てるものであります。

次に、3目財産管理費は、補正額950万円の減額であります。説明欄の減債基金積立金及び財政調整基金積立金につきましては、歳入の当該基金利子が減となったことにより減額補正するものであります。

次に、5目財産管理費は、補正額1億4,784万9,000円の増額であります。説明欄の大澤基金積立金につきましては、渋谷区幡ヶ谷1丁目地内の市有地に係る借地権譲渡承諾料及び渋谷区円山町地

内の市有土地売却収入を基金へ積み立てるものであります。

次の土地総合調整基金積立金につきましては、市有土地売却収入を基金へ積み立てるものであります。

次の市有建築物定期点検業務委託費につきましては、所管外となります。

次に、11目情報システム管理費は、補正額1,070万円の減額であります。説明欄の情報端末管理費（栃木）につきましては、パソコンのリース料及びソフトウェア使用料におきまして、入札執行残が生じたため減額補正するものであります。

次のコンピュータネットワーク通信費につきましては、総合支所及び出先施設をコンピュータネットワークで結ぶための回線使用料におきまして、入札執行残が生じたため減額補正するものであります。

次に、財務会計システム費（栃木）につきましては、サーバ機器のリース料におきましてリース期間の短縮及び入札執行残が生じたことにより、減額補正するものであります。

次の内部情報系サーバ管理費につきましては、サーバ機器のリース料及びソフトウェア使用料におきまして、リース期間の短縮及び入札執行残が生じたことにより減額補正するものであります。

次に、13目諸費は、補正額425万5,000円の増額であります。説明欄の市民協働まちづくりファンド積立金につきましては、市民等からの寄附金及びふるさと納税における寄附金を積み立てるものであります。

次に、14目庁舎整備費は、補正額1,470万2,000円の増額であります。説明欄の旧岩舟町役場本庁舎解体事業費につきましては、解体工事に伴う設計業務委託において旧庁舎の一部にアスベストが使用されていることが判明したため、当初見込んでいなかったアスベスト処理に係る撤去費用及び発生材処理費を増額するものであります。

続きまして、52ページ、53ページをお開きください。2款4項3目市長及び市議会議員選挙費は、補正額4,696万5,000円の減額であります。説明欄の市長及び市議会議員選挙費につきましては、平成26年4月8日に執行されました栃木市長及び市議会議員選挙費用の執行残を減額補正するものであります。

大きく飛びまして、74ページ、75ページをお開きください。74、75ページでございます。9款1項3目消防施設費は、補正額4,154万7,000円の減額であります。説明欄の消防ポンプ自動車等購入事業費につきましては、入札に伴う執行残を減額補正するものであります。

次の消防団機械器具置場等整備事業費につきましては、関係法令等の手続に不測の日数を要したことにより、機械器具置場等整備工事の入札執行ができなかったことから減額補正するものであります。

以上をもちまして、平成26年度栃木市一般会計補正予算（第7号）に係る所管関係部分についての説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○委員長（福富善明君） 以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案につきましては、歳入歳出等を一括して審査したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

ただいまから歳入歳出等を一括した質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法により、ページ数もお知らせ願います。

質疑ありませんか。

大川委員。

○委員（大川秀子君） 45ページの繰入金の基金繰入金なのですが、東日本大震災の復興推進基金という基金があって、これは何年か前に国か県から来た基金に積み立てるという決まりの中で積み立てをしたと思うのですけれども、今回観光物産館にこれを使用するということなののですけれども、まずこれを基金を使う用途というか、用途区分というか、あるのか、自由に使えるものなのかどうか、お伺いをしたいと思います。

○委員長（福富善明君） 杉山課長。

○財政課長（杉山知也君） こちらの基金の用途につきましては、東日本大震災からの復興を図るための事業の財源として使うことになっておりまして、具体的には観光の振興であったり、地域経済の振興のために使っております。

以上でございます。

○委員長（福富善明君） 大川委員。

○委員（大川秀子君） 用途区分に適、妥当であるということなのでしょうけれども、この残高ですね、現在は幾らになるのか、お伺いします。

○委員長（福富善明君） 杉山課長。

○財政課長（杉山知也君） こちらの基金残高につきましては、平成25年度末で4,287万8,000円でございます。平成26年度に基金から繰り入れを行いまして、平成26年度末の見込みが残高が586万9,000円になってございます。

〔「了解です」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ほかに質疑ありませんか。

針谷委員。

○委員（針谷育造君） 6ページの第2表、繰越明許費、2款総務費、1項総務管理費、事業名が例規管理183万6,000円、私が先ほど聞いた範囲ですと、いわゆる背番号制のための例規の作成を繰り越すというように聞いたわけですがけれども、もう少し詳しい説明をお願いしたいと思います。

○委員長（福富善明君） 川津総務課長。

○総務課長（川津浩章君） この例規管理費の繰り越しにつきましては、個人情報保護条例などの各種の条例がこの番号制度に伴いまして、相当五十何本改正になるということで、その業務を委託しておるわけですが、影響調査検討シートとか例規案の作成業務が間に合いませんでしたので、その分を繰り越しさせていただきたいというものでございます。

○委員長（福富善明君） 針谷委員。

○委員（針谷育造君） そうしますと、平成27年度の予算を組んでいますよね。この背番号制、いわゆるマイナンバー制ですか。新しい予算ではそれがちょっと金額が今手元にというか、見ればわかるのですけれども、そういういろんな関係が、今十何本と言いましたけれども、それらが整備をされないまま予算は載せる、これはやむを得ないことだと思うのですけれども、いつごろまでにこの例規等の見直しは完了し、予算執行につなげていくのか伺いたいと思います。

○委員長（福富善明君） 川津総務課長。

○総務課長（川津浩章君） こちらの例規に関しましては、9月までに終了する見込みでございます。

○委員長（福富善明君） よろしいですか。

〔「はい、了解」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ほかに質疑ありませんか。

松本委員。

○委員（松本喜一君） 済みません。ページ48、49の庁舎整備費の中で旧岩舟町役場本庁舎解体工事のアスベストが見つかったということなののですけれども、解体途中で見つかったのでしょうか、現場へちょっと私行っていないのでわからないのですけれども。

○委員長（福富善明君） 松本課長。

○岩舟総合支所地域まちづくり課長（松本静男君） 解体工事につきましては、まず業務委託を行いまして、設計を行ったわけなのですけれども、その業務委託の中でアスベスト調査も含めて調査を行いました。その調査の結果でアスベストが発見されたということになります。

○委員長（福富善明君） 松本委員。

○委員（松本喜一君） 解体してからだと周りに飛び散るというおそれあるのですが、解体していなかったということでよろしいのですね。

○委員長（福富善明君） 松本課長。

○岩舟総合支所地域まちづくり課長（松本静男君） まだ解体はしておりません。

○委員長（福富善明君） 松本委員。

○委員（松本喜一君） どこの部分にあったかわかりますか。

○委員長（福富善明君） 松本課長。

○岩舟総合支所地域まちづくり課長（松本静男君） 調査の結果、3階の部分の議場で使っていた部分の天井裏を剥がしたところ、鉄骨ばりの部分の被覆がアスベストで覆われていたということで、

その部分がアスベストの種類の対象の部分になってきます。

以上です。

○委員長（福富善明君） 松本委員。

○委員（松本喜一君） では、やっぱり天井を壊したのでしょうか。

○岩舟総合支所地域まちづくり課長（松本静男君） 業務委託の設計のその調査の時点で壊して、それで発見されたということになります。

○委員長（福富善明君） 松本委員。

○委員（松本喜一君） 一部検査のために取り払って検査したということなのでしょうけれども、ほかの面もよく調べてアスベストが飛ばない状況をつくってもらいたいのですけれども、その辺の検査はあと大丈夫なのでしょうか。

○委員長（福富善明君） 松本課長。

○岩舟総合支所地域まちづくり課長（松本静男君） 3階の部分だけではなく、全て1階から3階までの部分を調査した結果、3階の天井の部分だけアスベストが発見されたということになりますので、処理についてもそのアスベストが発見された部分のところは被覆なりして養生して、飛散しないような方法を設計しておりますので、飛散しないような方法でやらさせていただきます。

以上です。

○委員長（福富善明君） 松本委員。

○委員（松本喜一君） 解体業者はそういう経験はあるのでしょうか、アスベストの処理の仕方の。

○委員長（福富善明君） 松本課長。

○岩舟総合支所地域まちづくり課長（松本静男君） まだ入札は、今後予定はしてありますけれども、入札業者についてはもし落札した場合には、その部分は説明をしまして、処理の方法まで指導させていただき予定でありますので、大丈夫だと思います。

以上です。

○委員長（福富善明君） 松本委員。

○委員（松本喜一君） ぜひ飛び散らないように、市民の皆様方に安心安全な解体業ができるようによろしくお願いいたしますと思います。

○委員長（福富善明君） ほかに質疑ありませんか。

関口委員。

○委員（関口孫一郎君） 45ページ、寄附金の総務寄附金の部分なのですが、補正額675万5,000円ということで、当初予算が80万円、これふるさと納税制度ができてから急激に増えたものかなと理解はしておりますけれども、時期的にはやっぱり秋口から、納税制度ができてから増えたものなのでしょうか、確認をします。

○委員長（福富善明君） 小保方課長。

○総合政策課長（小保方昭洋君） そのとおりでございます。12月2日にふるさとポータルサイトというふるさと応援寄附をやっている自治体、全国的なホームページに掲載をさせていただいて、その後ふるさと応援寄附が増えたという状況でございます。

○委員長（福富善明君） 関口委員。

○委員（関口孫一郎君） 金額的にはわかりますか。

○委員長（福富善明君） 小保方課長。

○総合政策課長（小保方昭洋君） 実績でございますが、12月2日から2月の11日、そのふるさとポータルサイトに載せた状況で約2,500万円ほど入っております。

○委員長（福富善明君） 関口委員。

○委員（関口孫一郎君） 了解しました。

○委員長（福富善明君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） 討論省略の声がありましたが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第11号の所管関係部分を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第11号の所管関係部分は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第55号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（福富善明君） 次に、日程第9、議案第55号 平成26年度栃木市一般会計補正予算（第8号）の所管関係部分を議題といたします。

当局から説明を求めます。

なお、説明欄に記載されている金額については、読み上げを省略していただいて結構です。

杉山財政課長。

○財政課長（杉山知也君） ただいまご上程いただきました議案第55号 平成26年度栃木市一般会計補正予算（第8号）の所管関係部分につきましてご説明いたします。

別冊の補正予算書の1ページをごらんください。議案第55号 平成26年度栃木市一般会計補正予

算（第8号）は、次に定めるところによるというものであります。

歳入歳出予算の補正は、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億4,200万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ700億431万5,000円とする。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるというものであります。

繰越明許費の補正は、第2条、繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。第2項は、繰越明許費の変更は、「第3表 繰越明許費補正」によるというものであります。

地方債の補正は、第3条、地方債の変更は、「第4表 地方債補正」によるというものであります。

2ページ、3ページをお開きください。第1表、歳入歳出予算補正であります。2ページが歳入、次の3ページが歳出となっております。なお、所管関係部分の内容につきましては、後ほど事項別明細書により説明させていただきますので、ここでの説明は省略させていただきます。

4ページ、5ページをお開きください。第2表、繰越明許費補正（追加）であります。所管関係部分のみ説明させていただきます。

1行目の2款1項地方版総合戦略策定委託事業から4行目の太平山麓エリアの観光拠点まちづくり事業につきましては、地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策に基づく国の補正予算にて補助を受け、事業を実施することから、繰り越しさせていただくものであります。

そのほか表中に記載されております9件につきましては、所管外となりますが、同様のものであります。

次に、5ページの第3表、繰越明許費補正（変更）につきましては、所管外となりますので、説明は省略させていただきます。

6ページをお開きください。第4表、地方債補正（変更）であります。本表は、上段が補正前、下段が補正後となっております。起債の目的欄にあります道路新設改良事業につきましては、起債の限度額を610万円増額しまして、6億3,410万円に変更させていただくものであります。

なお、起債の方法、利率及び償還の方法につきましては、変更ございません。詳細につきましては、事項別明細書により説明させていただきます。

7ページをごらんください。歳入歳出補正予算事項別明細書の総括表であります。7ページは歳入、次の8ページ、9ページが歳出となっておりますが、ここでの説明は省略させていただき、引き続き所管関係部分の歳入について説明をさせていただきます。

10ページ、11ページをお開きください。14款2項6目1節総務管理費補助金は、補正額3億3,137万円の増額であります。説明欄の地域住民生活等緊急支援のための交付金につきましては、国の補正予算において創設された交付金でありまして、地域の消費喚起や地方創生に向けた実効ある取り組みを行うために自治体の人口や財政力などに応じて交付されるものであります。

次に、18款2項1目1節財政調整基金繰入金は、補正額68万5,000円の増額であります。説明欄の財政調整基金繰入金につきましては、補正予算の財源として基金からの繰り入れを増額補正するものであります。

次に、21款1項4目1節道路橋りょう債は、補正額610万円の増額であります。説明欄の地方道路整備事業債につきましては、国の補正予算を活用して市道I-388号線道路改良事業費を増大することに伴い、増額補正するものであります。

以上で歳入についての説明を終わります。

引き続き、所管関係部分の歳出についてご説明いたします。12ページ、13ページをお開きください。2款1項6目企画費は、補正額3,782万6,000円の増額であります。説明欄の地方版総合戦略策定委託事業費につきましては、総合戦略を策定するに当たり、情報分析等を行うための委託料が主なものであります。

次の出会い～住まいトータルサポート事業費につきましては、民間会社と共同でイベントを実施する際の広告料や婚活イベントの企画運営、市内企業による就活支援、婚活から住まいまでを網羅した冊子の作成などを行うための委託料、また若年代や子育て世代に定住支援、子育て支援策をPRするためのスマートフォン用ホームページ作成委託料が主なものであります。

次の臨時職員共済費につきましては、出会い～住まいトータルサポート事業費において委嘱する定住相談員の社会保険料であります。

次の太平山麓エリアの観光拠点まちづくり事業費につきましては、太平山南山麓エリアの観光拠点化に向けて関係団体の連携システムを構築し、観光パッケージ商品等によるニューツーリズム事業を展開するものでありまして、観光パッケージ商品の企画運營業務等委託料50万円及びパンフレットの印刷製本費43万4,000円が主なものであります。

以上をもちまして、平成26年度栃木市一般会計補正予算（第8号）に係る所管関係部分についての説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（福富善明君） 以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案につきましては、歳入歳出等を一括して審査いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出等を一括した質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法により、ページ数もお知らせ願います。

質疑ありませんか。

千葉委員。

○委員（千葉正弘君） 13ページのスマートフォン用のホームページをつくるということなのですか。

れども、これの完成はいつごろになるのか教えてください。

○委員長（福富善明君） 小保方課長。

○総合政策課長（小保方昭洋君） 年度内の完成を目指したいと思います。

○委員長（福富善明君） 千葉委員。

○委員（千葉正弘君） 特徴的なところを教えてください。

○委員長（福富善明君） 小保方課長。

○総合政策課長（小保方昭洋君） 現在市のホームページがございますが、そちらもスマートフォンで見られる状態がございます。ただ、市のホームページといいますのは、どちらかというと市の政策を網羅的に広くPRするようにつくりになっておりますが、スマートフォン用のそのアプリにつきましては、いわゆる若年層を意識した情報発信をメインにしたつくりをしていきたいというふうに思っております。

○委員長（福富善明君） 千葉委員。

○委員（千葉正弘君） 楽しみにしております。よろしくお願いします。

以上です。

○委員長（福富善明君） ほかに質疑ありませんか。

広瀬委員。

○委員（広瀬昌子君） 13ページの地方版総合戦略策定委託事業費ということで、委託というふうになっておりまして、国はこれを非常に重く見て総合戦略ということで、栃木市が何をしたいのかということをご示すということになるかと思っておりますが、そのメンバーとかそういう方、産、学、官とか金融とかいろんな方がいらっしゃるかと思いますが、栃木市としてはそういうメンバーを織り込みながら策定するということがよろしいのでしょうか。

○委員長（福富善明君） 小保方課長。

○総合政策課長（小保方昭洋君） 地方版総合戦略につきましては、栃木市の定住促進対策本部を行政内部で立ち上げておりますので、そちらで策定をしていくような形になると思います。ただ、それに加えまして、市民の皆様方から広く意見を頂戴したいということで、有識者懇談会を設置したいと思っております。その有識者懇談会の中には、いわゆる産、学、官といった、要は経済界あるいは学校関係、労働関係、金融機関、地元メディアといった幅広い分野の専門家の方に入っていて、ご意見を頂戴しながらつくっていきたいというふうに考えております。

○委員長（福富善明君） ほかに質疑ありませんか。

大川委員。

○委員（大川秀子君） 今の関連になりますけれども、委託料をとということなので、ある程度の業者委託ということになっていくのかなと思うのですね。これ全国で各自自治体が全てつくらなければならぬということで、その委託業者というのは果たしてどういうところに委託をするのか、お伺い

したいと思います。

○委員長（福富善明君） 小保方課長。

○総合政策課長（小保方昭洋君） 一応県内あるいは全国的にそういった実績のある事業者さんをお願いをする形になると思いますが、今回総合戦略をつくる上では、従来の計画関係でその業者に丸投げ的に作成をお願いする、素案づくりから全部をお願いするというようなところも、栃木市ということに限らず、見受けられる状況があるわけですが、今回の総合戦略につきましては、その骨格となる素案については行政がつくりなさいと。コンサルについては、そのサポートに回りなさいということなものですから、そういった情報の収集とか、あるいはその市民の皆様とかに見せる資料などの見ばえ等をよくしていただくとか、そういった部分でのコンサルの支援というものを想定しておりますので、コンサルに対して非常に負担が大きくなるというふうなことにはならないのかなという感じには思っております。

○委員長（福富善明君） 大川委員。

○委員（大川秀子君） ぜひ地域性を出さなければならないのかなと思いますが、地名を入れただけで金太郎あめになってしまったという、決してそういうふうにならないようにぜひお願いしたいと思います。これ策定は、いつごろを目途にしているのでしょうか。

○委員長（福富善明君） 小保方課長。

○総合政策課長（小保方昭洋君） 年度がかわりましてから、その有識者懇談会等なども開催していきたいと思っております、おおむね12月までには策定をしたいと考えております。

○委員長（福富善明君） 大川委員。

○委員（大川秀子君） 了解いたしました。

その下のほうの出会い、これはうちのほうの所管だったでしょうか。

○委員長（福富善明君） はい、そうです。

○委員（大川秀子君） 出会い住まいトータルサポート委託料、これは婚活ということになるのかなと思いますが、この委託料もそれなりの大きな金額になりますよね。これで出会いの場をつくったりするわけなのですけれども、この委託料、ここにも委託料が出てくるということなので、果たしてどういう業者がこういうイベントなり、出会いの場をつくったりするのかなというふうにちょっとどうもはっきり見えないのですけれども、こういったイメージなのかお伺いしたいと思います。

○委員長（福富善明君） 小保方課長。

○総合政策課長（小保方昭洋君） こちらの委託につきましては、現在考えておりますのは、出会いとか結婚あるいは出産、住まいといった部分で、全国的に情報発信をしている民間事業者がおります。今具体的な名前はちょっと相手方もあるものですからお話しできませんが、その全国的に情報発信をしている事業所と連携をしながら、トータル的にその情報発信に力点を置いて、そのガイドブックとかをつくっていきたいというふうに思っております。

それと、その出会いの場の設定につきましても、従来ですとどうしても近県といいますか、この周辺で何とかしようというふうな部分がないと思いますが、ちょっと首都圏のほうから若い方を栃木市においでいただいて、栃木市の魅力を知っていただくというふうな部分も兼ねて出会いの場をつくりたいというふうに思っております。

○委員長（福富善明君） 大川委員。

○委員（大川秀子君） 非常にこれだけお金をかけるわけですから、ぜひ中身のある事業になればいいなというふうに思っております。行政がこれをやるということになるわけですが、その民の力というか、民でも若い人たちがいろいろイベントやったり何だりしている方たちもいるわけですよね。ですから、そういった民の力も利用しないと、そこにかかわれる人たちが限られてしまうという心配があるのですけれども、それらの持っていき方ですよね、今後の、そういったことにちょっと工夫してほしいなと思っておりますが、いかがでしょうか。

○委員長（福富善明君） 小保方課長。

○総合政策課長（小保方昭洋君） 先ほど申しあげました出会いの場などでその栃木市に来ていただくというようなときには、栃木市側の受け入れ態勢というものがしっかりできませんと、やはりよい印象を持ってもらえないと思っておりますので、そういった企画が固まりつつありましたら、固まる段階には、地元の方々ともよく連携ができるように事業者とも相談していきたいと考えております。

○委員長（福富善明君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） 討論省略の声がありましたが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ご異議なしと認めます。討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第55号の所管関係部分を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第55号の所管関係部分は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

（午前11時01分）

○委員長（福富善明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時15分）

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（福富善明君） 次に、日程第10、議案第1号 平成27年度栃木市一般会計予算の所管関係部分を議題といたします。

なお、2月5日開催の議員全員協議会及び3月2日開催の総務常任委員会において、既に本予算に対する説明は済んでおりますので、本委員会での説明は省略いたします。

これより質疑に入ります。

お諮りいたします。審査の順序につきましては、まず歳出各款ごとの質疑、次に歳入を一括した質疑、次に債務負担行為、地方債、一時借入金及び歳出予算の流用を一括した質疑、最後に討論、表決の順序により進めさせていただきたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

なお、執行部の答弁に際しましては、担当課長のみならず、質問の内容によりましては、担当部長等にご答弁をいただくこともありますので、ご協力いただけるようお願いいたします。

まず、歳出各款ごとの質疑に入ります。

1款議会費の質疑に入ります。予算書は142ページから145ページであります。

なお、質疑に際しましては、予算書のページ数もお知らせ願います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ないようですので、次に移ります。

2款総務費中所管関係部分の質疑に入ります。予算書は146ページから189ページであります。

千葉委員。

○委員（千葉正弘君） 157ページの自動車管理費のところなのですが、それぞれの地域で予算を計上しているということもあります。それから、管財課のほうで管理しているものと、支所のほうで管理するのが分かれていますのですけれども、公用車の適正化ということも言われているはずなのですが、この辺が昨年度と比較してどうなのかということをお教えいただきたいと思っております。前のページでは、新規に購入する部分もあったりしているのですが、その辺をお教えください。

○委員長（福富善明君） 大塚課長。

○管財課長（大塚桂三君） 現在公用車につきましては、全部で388台ございます。そのほかに特別会計で持っているのが50台でございます。公用車につきましては、各総合支所で人的な配置部分が

ありますので、適正に協議をしまして必要なくなった部分については本庁のほうに回収して管理をしているところでございます。

以上です。

○委員長（福富善明君） 千葉委員。

○委員（千葉正弘君） 昨年度と比較して、昨年度というか、これ予算なので、今年度と言ったほうがいいのかもかもしれませんが、要するに前年度との比較ではどうなのでしょうかということも聞いたつもりだったのですが。

○委員長（福富善明君） 大塚課長。

○管財課長（大塚桂三君） そうしますと、各総合支所から本庁に吸い上げた台数ということでよろしいでしょうか。というか、調整していますので、それについては先ほど言った388台について調整して、必要でなくなった部分について本庁に吸い上げて調整をしているということで。各総合支所で必要な部分については、取りまとめてうちのほうで廃車をしていくということでございます。

○委員長（福富善明君） 千葉委員。

○委員（千葉正弘君） では、わかりやすく聞きます。この388台は前年度より増えたのでしょうか、減ったのでしょうか。その今の部分のそれぞれの各総合支所の関係の車についても、増えているのか減っているのか。減らす努力はしているという解釈はしているつもりなのですが、どうなのかなということを教えていただきたいと思います。

○委員長（福富善明君） 大塚課長。

○管財課長（大塚桂三君） 公用車につきましては、平成25年度におきまして本庁のほうに8台こちらで管理するような状況になっております。ですから、大平総合支所で2台、藤岡総合支所で2台、都賀総合支所で2台、西方で2台で、計8台を各総合支所から本庁のほうで吸い上げて管理をしております。

以上です。

○委員長（福富善明君） 千葉委員。

○委員（千葉正弘君） なかなか聞きたいところを教えていただけない感じがするのですが、後でまたじっくり教えていただければ結構だと思います。引き続き公用車については、減らす努力をしていただきたいということのお願いでございます。

以上です。

○委員長（福富善明君） ほかに質疑ありませんか。

関口委員。

○委員（関口孫一郎君） 148、149の総務管理費、岩舟地域だと思うのです。岩舟の宮の下簡易郵便局運営管理事業費336万円と出ております。これに関してどういった場所の郵便局なのか、ご説明をお願いいたします。

○委員長（福富善明君） 松本課長。

○岩舟総合支所地域まちづくり課長（松本静男君） 宮の下簡易郵便局については、以前村檜神社というところの社務所を利用して、そこで運営していたところなのですが、平成26年度末に小野寺地区公民館というのを建設しまして、その中に宮の下簡易郵便局を移設しまして、今運営しているところでございます。

以上です。

○委員長（福富善明君） 関口委員。

○委員（関口孫一郎君） では、小野寺の公民館の中にその宮の下簡易郵便局が入って、そこへ事務委託をしているということによろしいのですか。

○委員長（福富善明君） 松本課長。

○岩舟総合支所地域まちづくり課長（松本静男君） 簡易郵便局につきましては、まず建物自体は行政側が用意しまして、取扱員の報酬等も行政側から出している状況で、運営等、またその運営の指導等は日本郵便のほうで指導してもらっているということになります。実際に研修等も日本郵便のほうで行っていただいて、その運営方法も日本郵便のほうで行ってもらっていることになるのですが、実際の運営のほうとしましては行政側のほうで経費等も含めまして行っている状況です。

○委員長（福富善明君） 関口委員。

○委員（関口孫一郎君） そうしますと、この事務取扱員報酬で295万2,000円計上されている。事務内容は一般的な行政事務ほとんど取り扱っているわけですか。

○委員長（福富善明君） 松本課長。

○岩舟総合支所地域まちづくり課長（松本静男君） 事務の内容としましては、一般の郵便局の事務の内容になります。郵便またはゆうパック等の小包の預かりと、あと簡易保険等の扱いも全て郵便局等の扱いと同じになっています。

○委員長（福富善明君） 関口委員。

○委員（関口孫一郎君） 行政の事務のほう、こういった事務を扱っているかということでお聞きしたのですが。

○委員長（福富善明君） 松本課長。

○岩舟総合支所地域まちづくり課長（松本静男君） 行政の事務につきましては、取扱員の報酬等の支払い等、それとその経費等の支払いの事務等を行っている状況なのですが。

○委員長（福富善明君） 関口委員。

○委員（関口孫一郎君） 私がお聞きしたかったのは、行政事務、例えばいろんな総合支所なんかでやっている事務があるではないですか。そういった事務のどの部分までこの簡易郵便局で扱っているかということをお聞きしたかったのです。

○委員長（福富善明君） 松本課長。

○岩舟総合支所地域まちづくり課長（松本静男君） 申しわけありません。行政事務につきましては、この簡易郵便局は一切取り扱っておりません。郵便行政の事務のみになります。

○委員長（福富善明君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

〔「了解しました」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） 松本委員。

○委員（松本喜一君） 155ページ、栃木市のこの庁舎の管理費に入るかちょっとわからないのですが、この改修工事で議員に説明されたのは、事務所のあるところは全部OAフロアにするという説明を受けて完成したわけなのですから、どうしてあの議会事務局の事務所がOAフロアになっていないで床に見出しで配線してあるのか、お聞かせ願いたいと思います。

○委員長（福富善明君） 國保室長。

○まちなか土地利用推進室長（國保能克君） お答え申し上げます。

議会棟につきましては、全体の一般行政等と分けをして全体でこの整備を行いました関係上、その今ご指摘のOAフロアではなく、申しわけございませんが、ちょっと配線が出ておりますけれども、そのようなフロアで整備させていただいたという形でございます。

○委員長（福富善明君） 松本委員。

○委員（松本喜一君） 私も建築やっていますけれども、議会事務局も事務所ですからね。非常に私もあそこ入ってきて、足がつかえたり、あっちこっちに配線が床をはっていると。早急にあれ改修していただきたいと思うのですけれども、どうでしょうか。

○委員長（福富善明君） 國保室長。

○まちなか土地利用推進室長（國保能克君） 今私どもの手を離れてしまって大変申しわけございませんが、基本的にOAフロアの場合となるところが、今お話のありました議会事務局のお部屋ということになると思うのですけれども、OAフロアにしますと間違いなく5センチほどの段差ができてしまうということで、その部屋の面積に対する整備関係で、その長い経緯の中で今のほうがいろんな面での取り扱いが便利かなということで、今のような状況で整備させていただいたということでございます。

○委員長（福富善明君） 松本委員。

○委員（松本喜一君） それはそっちの言い分でしょうけれども、済みませんけれども、OAフロアにすればドアの部分のスロープにすれば、机を移動してもどこからでも配線が上がるという状況になります。これからずっとあのままにしておくというのは、非常に私ら議員としても、何かずっと差別されているような感じするのですけれども、職員も何でここだけこういうのだということになるのでしょうか、配線がないのならいいのですよ。現状を見ていただければ、早急にあれ改修していただきたいと思うのですけれども、よろしくご答弁をお願いします。

○委員長（福富善明君） 國保室長。

○まちなか土地利用推進室長（國保能克君） 繰り返しで大変恐縮でございますが、一応議会事務局の部屋の連動性で、議長室等と一緒に配置されているわけでございますけれども、議長室につきましては、じゅうたん等を敷かせていただいて整備させていただいておりますけれども、実際そのおっしゃられましたとおり、ドアの部分を確認に5センチ上げれば、そのOAフロアになるという形は十分わかっておりますけれども、繰り返しで大変恐縮でございますが、その部屋の面積に対して全体の連動性等を踏まえたときに、その配線が出ているということがちょっとみっともないというか、非常に形上好ましくないというご指摘でございますけれども、その全体のつながりの中での連続性の中で今の形でお許しいただければ非常にありがたいと思っておりますのでございます。

○委員長（福富善明君） 松本委員。

○委員（松本喜一君） 私はありがたいでは済まないと思っております。事務所であるから事務所の皆さんどこの職員が回って異動になっても同じ状況をつくるのが正しいのではないのかなと。議長室を直せとかそういうのではなくて、やっぱり職員が使いやすい場所をつくるのが一番これ理想的なのかなと。そういうのもチェックする側としてもちゃんと議員としてチェックしていかなくてはならないと思っておりますから、ぜひこれは補正でも何でも構わないですから組んでいただいて、ドアの部分のスロープにして、あとは自由自在に配線ができる状況をつくっていただきたいと思うのですが、だめではなくてよろしくお願ひしたいと思いますけれども、どうですか。

〔「今管理しています管財課のほうからお答えいたします」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ちょっと待ってください。

今の答弁に対して、大塚課長。

○管財課長（大塚桂三君） 今現在庁舎を管理しています管財課のほうからお答えします。

そこに至った経緯については、まだうちのほうもちょっと把握していない部分がありますので、今後どういう状況かというのをちょっと検討させていただきたいと思っております。ですから、やるやらないかというのはちょっと今の段階ではお答えできないと思っておりますが、現況を確認させていただきたいと思っております。

○委員長（福富善明君） 松本委員。

○委員（松本喜一君） 職員の答弁になってしまうと思うのですが、同じくになってしまうから、前向きに考えてやっていただきたいと。これは議員が言うのではなくて、職員が言うせりふかもしれないですけれども、ぜひ同じ対応できるような状況をつくっていただくようよろしくお願ひ申し上げます。

○委員長（福富善明君） 要望でよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ほかに質疑ありませんか。

大川委員。

○委員（大川秀子君） 147ページの自治基本条例推進事業費ということで、これは自治基本条例を制定後、市民会議の中で検証していくということになっていると思いますけれども、制定後どういったこの市民会議の中で議論がされているのか、お伺いをしたいと思います。

○委員長（福富善明君） 川津課長。

○総務課長（川津浩章君） この自治基本条例推進事業費につきましてでございますが、今ご質問の市民会議につきましては、自治基本条例の運用状況を市民会議で検討していただいているわけですが、平成26年度につきましては、市の花とか木、鳥の制定についてとか、それから住民投票条例案、それからパブリックコメント条例案などについて、市民会議の委員さんにも検討をいただいたところであります。そのほか、総合計画とか行革大綱などについて、そのことについても内容を検討していただいているわけでございます。

○委員長（福富善明君） 大川委員。

○委員（大川秀子君） いろんな事業について意見を聴取して、それを行政に反映していくということなのだと思いますが、これ年に何回ぐらいの開催をしているのでしょうか。

○委員長（福富善明君） 川津課長。

○総務課長（川津浩章君） 市民会議の全体会議については4回ほどやっております。そのほかの先ほど言いました部会のほうが2つありまして、そちらは合計8回ほど開催しております。

○委員長（福富善明君） 了解ですか。

大川委員。

○委員（大川秀子君） ただいまのは了解をいたしました。

その下の市歌と市木と市の花なのですけれども、それなりの金額ということなのですが、この間研究会で説明は受けておりますが、これをやる際に市民アンケートというか、いろいろ市民の声を聞いたと思うのですけれども、それはどのくらい集まったということでしょうか。

○委員長（福富善明君） 川津課長。

○総務課長（川津浩章君） 済みません、ちょっとお待ちください。アンケートにつきましては、10月20日から12月12日まで行いましたが、6,177の応募がありました。

○委員長（福富善明君） 大川委員。

○委員（大川秀子君） 随分たくさんのお応募があって、学校とか何かに、子供たちにもみんなアンケート調査をしたということで、それなりの数は集まっていると思います。それらを今後生かして歌、木、花を制定していくわけですが、この市歌の部分で以前にどこの業者に頼んで、どういう方がやるということは聞いたのですけれども、その以前にお話の中でいろんな場面に使えるように、幾つかのパターンをつくるというふうな話を伺っております。これはどういうことをイメージして

いるのか、ちょっとお伺いしたいと思いますけれども。

○委員長（福富善明君） 川津課長。

○総務課長（川津浩章君） 市歌につきましては、その歌が入ったものと、それからメロディーの部分だけのものなど、そのCDを作成しまして、それを学校関係とかそういうところに配って、いろんな行事とかイベントの際に活用していただければというふうに考えております。

○委員長（福富善明君） 大川委員。

○委員（大川秀子君） もちろん市民が歌う場面も出てくるということだと思っておりますけれども、ぜひ市民にとって親しみやすい、歌いやすい歌を望んでおりますけれども、そういった行政からの要望とかそれは策定する側に伝えてあるのかどうか、お伺いしたいと思います。

○委員長（福富善明君） 川津課長。

○総務課長（川津浩章君） そちらにつきましては、最初に契約の段階で老若男女問わずわかりやすく親しみが持てる曲調、それから公式な市の歌であることも考えて、普遍性と格調の高さを兼ね備えたもの、それから栃木市の風土や歴史が感じ取れる曲など、そういう曲にしてくださいというような要望も踏まえますとともに、市民アンケートでキーワードとして盛り込みたいというキーワードを作詞家のほうに提供して、栃木市にふさわしい市歌となるようお願いをしているところでございます。

○委員長（福富善明君） 大川委員。

○委員（大川秀子君） いい歌ができるように期待をしております。

続いていいでしょうか。

○委員長（福富善明君） はい。

○委員（大川秀子君） 同じページなのですけれども、一番下の職員課の一般経常事務費の中の臨時職員賃金というのがあります。これの説明で五百何名というふうに聞いているのですけれども、その説明の中で病気等で休職をしているそのかわりの臨時職員等を採用しているということなのですが、現在病気で休職をしているという方は何人くらいいるのでしょうか。

○委員長（福富善明君） 名淵課長。

○職員課長（名淵正己君） 平成27年2月1日現在の数字となりますが、病気で休職という職員が6名となっております。

以上でございます。

○委員長（福富善明君） 大川委員。

○委員（大川秀子君） 6名ということなのですけれども、これいろいろ身体的なのか、精神的なのか、そういうことがわかりましたら教えてください。

○委員長（福富善明君） 名淵課長。

○職員課長（名淵正己君） 6名のうち心の病によるものが4名、それ以外が2名でございます。

以上でございます。

○委員長（福富善明君） 大川委員。

○委員（大川秀子君） 当然どこの職場にもそういったことはあるかと思うのですが、ぜひこういう職員が心の病とか、身体的なのはあれですけども、心の病にならないような職場環境であってほしいなというふうに思っているのですが、その辺の人事課としてのいろいろ対応というのはどのようになっているのか、お伺いしたいと思います。

○委員長（福富善明君） 名淵課長。

○職員課長（名淵正己君） まず、心の病の原因につきましては、仕事によるものあるいは家庭の事情によるもの、人によってさまざまということですが、特に市といたしまして注意していかねばいけない部分というのは、職場環境あるいは人間関係において心の病になるというものについては、十分そのようなことがないように配慮していかねばならないと考えております。また、職場復帰というのが、なかなか長くなってくると難しいというような状況もございますが、すぐにお医者さんの診断だけで復職するというのではなくて、ならし勤務というものを実施しております。復職前に職場で通常勤務と同じような勤務、最初は2時間から始めまして、最終的にはフルタイムとなるようなならし勤務をしているところでございまして、そのような状況もございます。また、職員課のほうに勤務していただいて直接職員課のほうで一緒に仕事をしているとか、そのようなことを通しまして、心の病になった職員がスムーズに職場復帰ができるように努めているところでございます。

以上でございます。

○委員長（福富善明君） ほかに。

松本委員。

○委員（松本喜一君） 155ページの旧寺尾南小学校施設管理費なのですけども、旧寺尾南小の再利用に対しての何か進捗状況あるのでしょうか。

○委員長（福富善明君） 大塚課長。

○管財課長（大塚桂三君） 寺尾南小の利活用につきましては、平成26年度に地元から若者が安心して働くことができるよう旧寺尾南小に保育所や幼稚園等の子育て支援等の施設整備をしてほしいという要望が出ていますが、今回につきましては、施設のカルテ等の整合性等を協議しながら、今後につきましては土地利活用推進会議という組織がありますので、そこで今後利活用について検討していきたいと考えております。

○委員長（福富善明君） 松本委員。

○委員（松本喜一君） ぜひ検討委員会をつくっていただいて、地元の方、例えばあと議員、第三者機関の方々とかそういう組織をつくっていろんな要望を聞きながら再利用に向けてやる考えはないでしょうか。

○委員長（福富善明君） 大塚課長。

○管財課長（大塚桂三君） 先ほど言いましたように、地元からの要望がありまして、今後庁内にあります土地利用推進会議を設けまして、その中で地元の意見等もお聞きしながら検討していきたいと考えております。

○委員長（福富善明君） 松本委員。

○委員（松本喜一君） ぜひ正式にそういう委員会をつくっていろいろな意見を聞きながら再利用に向けてやっていただきたいと思うのですけれども、その委員会の中でいろんな方を入れてつくれる考えはないでしょうかね。

○委員長（福富善明君） 大塚課長。

○管財課長（大塚桂三君） 先ほど言いましたように、その庁内の会議の中である程度方向性が決まったら、またその方向性に基づいて、またたたき台等は必要でございますので、ある程度活用を決まりましたらそういう組織を立ち上げて、今後検討していきたいと考えております。

○委員長（福富善明君） 松本委員。

○委員（松本喜一君） ぜひ前向きに考えていただきたいと思います。よろしく願い申し上げます。

○委員長（福富善明君） ほかに質疑ありませんか。

針谷委員。

○委員（針谷育造君） 163ページ、社会保障・税番号制度に係る中間サーバ負担金829万6,000円ということで、これしかマイナンバー制度の関係は何か見当たらないようなのですけれども、歳入見ますと相当な金額が来ておるのですけれども、それはさておきまして、今住基カードが発行されておりますけれども、住基カードとこのマイナンバー制度、どんな変更があって、どのような状況になるのか、わかりましたらご答弁願いたいと思います。

○委員長（福富善明君） 小保方課長。

○総合政策課長（小保方昭洋君） 住基カードとマイナンバー制度との関係でございますが、住基カードにつきましては、引き続き使えるような形になります。ただ、今年10月1日からマイナンバーに関しましては、付番の通知を皆様方お一人お一人に差し上げまして、年が明けて平成28年の1月からマイナンバーといったものを交付するようになりますので、その時点で住基カードからの切りかえということが順次なされていくということになります。

○委員長（福富善明君） 針谷委員。

○委員（針谷育造君） 住基カードの普及率、普及している枚数ですね、それと市民に対してどの程度の人たちがカードを利用しているか、その辺がわかりませんか。

○委員長（福富善明君） 済みません、針谷委員、所管以外なものですから、ほかの質問がありましたらお願いします。

針谷委員。

○委員（針谷育造君） 所管外ということで、大変失礼をいたしました。

それでは、先ほども言いましたように、829万6,000円ですか、こういう予算がとってありますけれども、心配なのはやはり誰もこういう事実が着々と進んでいるということを知らないというところが一番の問題だというふうに私は思います。ある新聞によりますと、ほとんど知られていないで、結局政府が国民を把握するためにつくってくるのではないのかと。これによりますと、社会保障関係、税関係、病歴なんかも恐らく入ることは可能になるのではないか。一人一人番号打つだけですから、そういうことになってきますと、プライバシーの問題というものが非常に大きな問題になってくると思います。住基の場合には、閉鎖されたシステムになっていますけれども、これは開放されたものに、プライバシーの問題、そういうもののきちんとしたものはあるのだと思うのですけれども、開放されるということになるのでしょうか。

○委員長（福富善明君） 小保方課長。

○総合政策課長（小保方昭洋君） マイナンバーにつきましては、当初は社会保障と税と災害対策の分野に限っての運用になります。その後順次その運用を広げていくということになりますので、将来的にそういった病院等の通院履歴であったりとかということへいくかどうかというのは、今後の議論になるかと思えます。

情報のセキュリティーの問題かと思いますが、マイナンバーに関しては、どこか1カ所で全ての情報を集約するというのではなくて、それぞれ情報については、例えば市役所は市役所としての情報を持ち、日本年金機構は日本年金機構としての情報を持ちということで、そのナンバーを使ってそれぞれの情報のところにアクセスをするという形になりますので、そういった部分でその情報が一気に全て漏れてしまうとかというふうなことはないのかなと。専用の回線なども使っておりますので、そういった部分のセキュリティーの部分はかなり万全を配しているように見受けられます。

周知が足りないということに関しましては、確かに今まで余りマイナンバーというのは見かけることなかったかと思いますが、新年度から積極的に広報などもやっていくというふうなことで、総務省のほうからも話が来ておりますし、自治体側としても市民の皆様に周知をしていきたいと思っておりますので、今後広く知っていただくような努力をしていきたいと思えます。

○委員長（福富善明君） 針谷委員。

○委員（針谷育造君） ただいまの答弁なのですけれども、結局今まではいろいろな部署でやってきたと。今後も変わらない、本当にそうなのかどうか。例えば年金、医療、介護、雇用の情報や納税、給与の情報はそれぞれの制度に今は管理されています。今度のマイナンバーで一つに結ばれますということなのですね。政府は医療の診療情報などへの使用拡大も狙っており、マイナンバーが大量の情報を、個人情報固まりを握ることができるというふうに心配をされております。既にアメリカ等でもこの制度で情報が流出しているということもありまして、これは先ほど住基のように閉鎖された中で行われるのか、あるいはこの心配をしているような状況でやるのか、その辺のことを

今課長のほうからは個別というようなことで心配ないということなのですから、本当にそれで正しい答えなのかどうか、その辺をちょっと伺いたいと思います。

○委員長（福富善明君） 塚田課長。

○情報推進課長（塚田 薫君） 私は情報推進課でして、このシステムについて担当しております。総合政策課では、番号制度全般を担当しているので、先ほど小保方課長のほうから答弁申し上げたところなのですから、システム面から私のほうから申し上げます。

委員おっしゃるとおり、確かに国民の懸念として情報漏えいや成り済ましや、あるいは国家による一元管理があるのではないかということは出ております。済みません。実は私今申し上げますのは、それに対して国はこういうふうの説明しているという、そういう国の説明大変申しわけないですけれども、国はこれらについて全て心配ないと言っております。

具体的には情報漏えいにつきましては、まず回線、その前に一元管理から申し上げますと、一元管理はいたしません。小保方課長から今説明あったとおりで、情報は従来どおり税の情報は市役所であったり、税務署であったり、年金の情報は年金事務所であったり、従来どおりです。ただ、個人の番号、つまり例えば私、塚田薫がここにあります。この番号があって、市の情報がありますけれども、仮に佐野市に土地を持っていたら、佐野市役所にも塚田薫という情報があって、土地の情報があるわけです。ただ、今ですと、佐野市の塚田薫と栃木市の塚田薫がイコールかどうかというのがないわけです。それをこの番号制度でこの人とこの人は同一人物だということを確定したいというのがこの制度の趣旨でして、それをやることによっていろいろ利便性なり公平性なりが求められるというところでもあります。

委員ご心配の件ですけれども、情報連携につきましては、専用の回線を使います。ですから、漏れる心配はないと国は言っております。さらに、暗号の通信化もやりますので、心配はないと。

何回も申し上げますけれども、一元管理をするものではありませんので、心配はないということになると思います。

あと、もう一つでは、参考になる事例として、今から十数年前に始まりました住基ネットがあります。これも始まったときは結構反対意見もいろいろあったようです。今も日本の、どこか1カ所の自治体だけがまだ入っていないところありますけれども、これ結局十数年やって、そういった漏えいはないということは国が言っていますので、そういったいろんな不安があるというのは承知しておりますけれども、それに対して一つ一つその不安を潰すということで国は動いていると思っておりますので、私どもは心配はないものと思っております。

○委員長（福富善明君） 針谷委員。

○委員（針谷育造君） わかりました。

○委員長（福富善明君） 中島副委員長。

○副委員長（中島克訓君） 147ページの上段より5段目なのですが、中学生海外派遣事業について

ちょっとお聞きします。

国際情勢が去年と今年では大分違ってきまして、中学生を海外に派遣するというふうなことになりますと、ちょっと考える面もあると思うのですが、安全に出して安全に研修をして帰ってきてもらうというのが本当に一番気をつけなければならない点だと思うのですが、その点に関しまして今回この中学生を海外派遣に出すわけですけれども、安全に帰国するまでどのように当局はお考えになってこれに関してどのような手だてを考えているのか、お聞かせ願いたいと思います。

○委員長（福富善明君） 小保方課長。

○総合政策課長（小保方昭洋君） 大事なお子様方をお預かりいたしまして海外に出しますので、その辺の安全性といったものには十分配慮をしてみたいと思います。ただ、そうは申し上げましても、私どもで個別にその情報収集できるというものではございませんので、今後委託する旅行者等が決まりましたら、そういった専門の業者さんを通じて十分にその行き先の安全性というものを把握してみたいと考えております。

○委員長（福富善明君） 中島副委員長。

○副委員長（中島克訓君） 行かせる親の身になりますと、本当に心配な面もあると思いますので、そのところは十分に現地の情報とかいろいろ調査していただきまして、安全にこの事業を実施していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○委員長（福富善明君） ほかに質疑ありませんか。

広瀬委員。

○委員（広瀬昌子君） まず、149ページのコミュニティFM委託料なのですが、情報発信の中で、ラジオとかいろんな手段があると思いますけれども、なかなかラジオを聞く機会がなくて、何か災害があったときということだと思えるのですけれども、私この庁舎の駐車場に入ると、私の車はラジオが受信できないのですが、これはこのFMというのは災害があったときには、この庁舎の駐車場とか至るところ完全に聞くことができるのかという確認なのです。

○委員長（福富善明君） 大橋課長。

○危機管理課長（大橋嘉孝君） ご質問のとおりであります。私の車も実際駐車場に入ると電波が弱くなります。今回栃木市で整備しますFMにつきましても、やはり電波が届かないおそれのあるところもございます。そういったところも含めて、今年度から始まっております同報系の防災行政無線ですか、それからケーブルさんのほうから配信されます安心安全メール、こういったものをいろいろな手段で防災行政をお伝えすると。市民の皆さんは、その中のどれかから情報を得てもらうというふうなことで、何本もその緊急情報システムを構築しているわけなので、なるべくFMのほうもどの家庭でも聞けるようにはしたいのですが、今言ったようにコンクリートで囲まれた建物の中とか、それから山間地で電波が届きにくいところ、こういったところについては、ちょっとまだ検討の改良の余地があるのかなというふうに考えております。

以上です。

○委員長（福富善明君） 広瀬委員。

○委員（広瀬昌子君） 皆同じ共通なところで、でもいざというときに役には立たないものをどうなのかなというふうに思ったものですから、総務で視察に行ったときに、電波の届かないところをFMでクリアしたという、そういうところを見てきたものですから、ではこれは何のためだろうというふうに思っていて、ぜひどなたに頼めばそれが通じるかというところなのですが、ぜひ研究していただきまして、ぜひこの庁舎の駐車場ぐらいはきちんと届けるような発想、どこかアンテナを立てるとかそういうのはないのでしょうか。そういうのをこれから研究していただきたいと思います。

もう一つ、次続けてよろしいですか。具体的には、活字的には大平の総合庁舎の駐車場という活字しかありませんが、職員の皆さんは……

○委員長（福富善明君） ページ数をお知らせください。

○委員（広瀬昌子君） 活字になっているのが157ページの、具体的なフェンス工事なのですが、その件とちょっと外れて、その駐車場についてということでお願いしたいのですが、職員の方が今車で通っていらっしゃる方たくさんいらっしゃると思うのですが、通勤のところによっては駐車場が、私のところの岩舟の総合庁舎の場合は、以前にも駐車場は市民のためということで、有料でご近所をお願いしているような状況なのですが、今、市全体で各公共施設の駐車場、職員の利用とかそういうところのものはどうなっているか、わかりますか。

○委員長（福富善明君） 名淵課長。

○職員課長（名淵正己君） 職員の通勤用の駐車場につきましては、まずこの本庁に勤務する職員につきましては、一部警察署跡地あるいは旧庁舎の西側のちょっと離れておりますけれども、駐車場に駐車している部分と、あと多くの職員がみずから民間の駐車場をお借りしまして駐車しているというような状況でございます。

また、総合支所につきましては、大平総合支所につきましては、外来者の駐車場に隣接した職員用の仮の駐車場があると。藤岡総合支所につきましては、庁舎の南側に民有地をお借りしまして駐車している。都賀総合支所につきましては、家中駅の西側にあります市有地あるいは東側にございます東武の土地をお借りして駐車している。西方総合支所につきましては、庁舎の北側の隣接地に駐車している。岩舟総合支所につきましては、庁舎から少し離れておりますが、民有地を利用者会を組織して、みずからお金を払って借りているというような状況でございます。

市の施設につきましては、大変多くなっておりまして、代表的な部分が今の部分でございますが、それぞれ敷地内に駐車できる職員もいれば、利用者会をつくって、栃木の保健センターなんか利用者会をつくって置いているような状況でございます。

この件につきましては、大武議員のほうから一般質問も何回もいただいているという話の中で、今年の職員駐車場の検討委員会を設置いたしまして、職員駐車場の課題、有料化ももちろんですけ

れども、まずどのような課題があるのかというものの洗い出しを現在行っているところでございまして、それを踏まえて引き続き検討していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（福富善明君） 広瀬委員。

○委員（広瀬昌子君） 同じ職員で車で通勤するほか手だてがないという状況だと思いますので、公平に、できれば県の職員と同じように、そういう車で行くことはだめということになれば、全部が有料なところにとめる、そういう発想もあるかと思いますが、検討委員会というところから審議していくわけですが、公平公正なところをお願いしたいと思います。

もう一点よろしいですか。

○委員長（福富善明君） はい。

○委員（広瀬昌子君） 155ページとか、不動産賃借料というものが往々にして各部署で管理をしているわけなのですが、公共施設カルテですか、その中に借地面積というものがあまして、その把握ができたのですが、この借地料について一括してどれぐらいお支払いになっているのか、お願いできたらと思います。

○委員長（福富善明君） 小保方課長。

○総合政策課長（小保方昭洋君） 手元に資料がございませんので、後ほどお答えしたいと思います。よろしいでしょうか。

○委員長（福富善明君） 広瀬委員。

○委員（広瀬昌子君） では、そのときに借地料と、それから賃貸の契約がどうなっているのか、建物は償却年数とかあまして、その年数がどういうふうな契約をしているのかなというところも知りたいので、ぜひお願いしたいと思います。

○委員長（福富善明君） 大塚課長。

○管財課長（大塚桂三君） 土地の借り受けにつきましては、栃木市土地借り受け及び貸付基準というものがあまして、その基準に基づきまして賃借料と貸し付け等は決めております。

以上です。

○委員長（福富善明君） ほかに質疑ありませんか。

大川委員。

○委員（大川秀子君） 153ページの財政調整基金積立金についてお伺いしたいと思います。これは、平成26年度の不用額の2分の1を積み立てるという意味合いのものだと思うのですが、不用額がいっぱい出るのがいいのかどうかという考え方があると思うのですよね。予算に対して有効に執行されたかどうかということをお伺いするのですが、この辺の不用額の考え方についてお伺いしたいと思います。

○委員長（福富善明君） 杉山財政課長。

○財政課長（杉山知也君） 今不用額の件ですけれども、合併前の旧栃木市ですと、大体20億円ぐらいの不用額が出ておりました。合併後、財政規模が大きくなりましたので、最近ですと昨年ですと約40億円の不用額が出たところでございます。基本的には予算は執行していただく予算どおり執行していただくというのが原則になりますけれども、いろいろな事情によりまして予定どおり執行できないということで執行残が出るのは、ある程度やむを得ないのかなとは思っておりますが、財政規律の問題ですので、その辺については予算どおり執行していただくような形で各課をお願いしているところでございます。

○委員長（福富善明君） 大川委員。

○委員（大川秀子君） 平成26年度のまだ決算はできていないですけれども、現在のその財政調整基金の残高がわかりましたらお願いいたします。

○委員長（福富善明君） 杉山課長。

○財政課長（杉山知也君） 財政調整基金の残高ですけれども、平成26年度末の見込みですが、80億3,500万円ほどの残高が見込みでございます。

○委員長（福富善明君） 大川委員。

○委員（大川秀子君） 80億円程度になるということなのですが、これの適正な基金額ですよ、基金の規模なのですが、これは全体の予算の大体何割ぐらいが適正な規模になるのかどうか、この考え方がありましたらばお願いいたします。

○委員長（福富善明君） 杉山課長。

○財政課長（杉山知也君） 一般的に言われておりますのは、標準財政規模の1割程度というふうに言われておまして、栃木市の標準財政規模というのが平成25年度決算で370億円前後ですので、その1割というと37億円ぐらいが適正な額になるかと思うのですけれども、本市におきましては合併しておりますので、合併の特例の普通交付税関係がございまして、それが平成27年度からどんどん縮減されていくということがございますので、その縮減額ということを考えますと、ある程度その標準財政規模の金額にかかわらず、ちょっと多目に備えておく必要があるのかなというふうには考えております。

○委員長（福富善明君） ほかに質疑ありませんか。

大塚課長。

○管財課長（大塚桂三君） 先ほど千葉委員から公用車はどうだったのだという質問がございましたので、平成25年の3月末におきまして356台ありました。平成26年に岩舟町と合併いたしましたので、岩舟町に公用車28台と消防車が13台あります。合計41台増えたのですが、実質先ほど言いましたように388台ですので、32台増ということで、公用車9台減っているということでございます。

以上です。

○委員長（福富善明君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ないようですので、2款の質疑を終了いたします。

ここで暫時休憩に入ります。

（午後 零時10分）

○委員長（福富善明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時10分）

◎発言の申し出

○委員長（福富善明君） ここで小保方総合政策課長から発言の申し出がありましたので、これを許します。

小保方課長。

○総合政策課長（小保方昭洋君） 恐れ入ります。午前中、広瀬委員のほうからご質問のありました借地料についてでございますが、全部で83施設、金額にいたしまして1億1,328万1,430円、これが年間の借地料ということで、平成24年度の決算ベースの金額でございます。

以上です。

○委員長（福富善明君） 説明のとおりでありますので、ご了承願います。

次に移ります。8款土木費中所管関係部分の質疑に入ります。

予算書は299ページ及び305ページであります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ないようですので、次に移ります。

9款消防費の質疑に入ります。予算書は312ページから321ページであります。

質疑ありませんか。

中島副委員長。

○副委員長（中島克訓君） 317ページの上から8行目なのですが、消防ポンプ自動車等購入費というふうなことなのですが、これは1台というふうなことを伺っているのですけれども、1台ですと前年度は1,200万円ぐらいだったかなと思うのですが、今回は2,000万円というふうなことなので、何か違った消防車のような気もするのですが、特殊な艤装とかそういうのをやるのかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長（福富善明君） 小島課長。

○消防総務課長（小島 徹君） 今年は、普通の消防ポンプ自動車の購入になります。藤岡方面隊の第2分団のポンプ車になります。

以上です。

○委員長（福富善明君） 中島副委員長。

○副委員長（中島克訓君） 藤岡ですと、よく4輪駆動車とかそういうふうなやつを購入しているようなことを点検なんかに行くと見るのですが、そういうふうなのを考慮しているのですか、今回は。

○委員長（福富善明君） 小島課長。

○消防総務課長（小島 徹君） 藤岡方面隊2分団第1部は、遊水地を抱えていますので、水槽つき、ポンプ車の中に水をしょっているポンプ車の購入を予定しています。

以上です。

○委員長（福富善明君） 中島副委員長。

○副委員長（中島克訓君） その地域に合った消防ポンプ車の艤装というふうなことでよいと思うのですけれども、ちょっと見てみますと、ほかのところだと普通の4輪駆動もついていない、水槽もついていない、ある程度共通の型の消防車を今2台なら2台、3台なら3台ということで購入しているのですけれども、その地域性を考慮した艤装というのはほとんど今は考慮はしていないのですか。

○委員長（福富善明君） 小島課長。

○消防総務課長（小島 徹君） 今委員がおっしゃったとおりに、地域性を考慮してというのは、そういうふうな感じで艤装はしておりません。ただ、今回の予算にあるとおりに、遊水地を抱えてヨシ火災が多いとかいった場合には、ある程度は考慮しています。

以上です。

○委員長（福富善明君） 中島副委員長。

○副委員長（中島克訓君） わかりました。ただ、やはり消防車の場合ですと、1回購入しますと18年とか20年、長期にわたって使用するわけなので、やはりその消防車を使う分団の責任者、例えば分団長さんとか、部長さんとか、そういったあと消防団員なんかの意見を聞いて艤装するというのもちょっとこれから考えていただければなと思います。ただそうなりますと、特殊なものですから金額もちょっと張ってしまうのかなと思うのですけれども、やはり1回買ってしまえば20年から使うものですから、やはり使いやすさ、その地域に合った艤装というのも考慮してもらったほうがよろしいかなと、これは要望ですので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（福富善明君） 関口委員。

○委員（関口孫一郎君） では、同じく関連でお聞きします。

栃木市には消防の車両が、多分80車両近くあると思うのですが、本年度の当初予算では1台購入ということになっています。先ほど中島委員が言いましたように、20年ぐらいで買い替えということを考えますと、1台更新したのでは、今度後で集中してくるのかなという、入れかえが、感じがしますけれども、その辺どのように考えていますか。

- 委員長（福富善明君） 小島課長。
- 消防総務課長（小島 徹君） 合併当初は、去年ぐらいまで2台購入はしていたのですが、今年から計画的に1台ずつ購入ということでご理解いただきたいと思います。
- 委員長（福富善明君） 関口委員。
- 委員（関口孫一郎君） ですから、何かそれでいったのでは、最終的に最後は毎年3台、4台買い替えなくてはならない時期が来るのかなという感じがするのですけれども、大丈夫なのですか。
- 委員長（福富善明君） 小島課長。
- 消防総務課長（小島 徹君） 消防団車両につきましては、更新計画を定めてやっていますので、たまたま今年の場合は1台だということであります。
- 委員長（福富善明君） 松本委員。
- 委員（松本喜一君） 317ページ、消防施設維持管理費なのですけれども、12月の委員会で本署の事務所の2階会議室の雨漏りの修理をお願いしたのですけれども、今年度予算とったでしょうか。
- 委員長（福富善明君） 小島課長。
- 消防総務課長（小島 徹君） 消防本部庁舎の漏水補修工事ということで当初予算に計上してあります。

以上です。

- 委員長（福富善明君） 松本委員。
- 委員（松本喜一君） 早急にやっていただきたいと思います。よろしくお願ひしたいと思います。
- 委員長（福富善明君） ほかに質疑ありませんか。

針谷委員。

- 委員（針谷育造君） 9款の1項2目報酬の消防団運営費、315ページでございます。いわゆる消防団、仕事を持ちながら消防業務に携わるということで、大変な苦勞もかけておるわけなのですけれども、実は私の地域で消防団の総会に呼ばれました。そのときに、お金がなくて困っていますと。どういうわけだと聞きましたら、結局栃木市に合併をしてからですと、上期が10月に報酬が入ると、下期は3月ということになるので、その間の資金の融通なり、立てかえ払いみたいなこともあるのかどうかのかわかりませんが、非常に運営費に困っているという状況があるように聞いておりますので、その辺の、これは条例等に基づきまして支払いをしているかと思いますが、その辺の早い時期での一括支払い等が考えられれば、そのように考えてもらいたいと思いますけれども、どのように考えているのかお伺ひしたいと思います。
- 委員長（福富善明君） 小島課長。
- 消防総務課長（小島 徹君） 栃木消防団では、条例で上期と下期、年間2回に分けて報酬を払っています。それで、今年岩舟方面隊の団員の方は合併したてで、確かに岩舟町時代は5月と11月ぐらいに報酬が払われていたということを聞いていますので、それが栃木市と合併したから11月から

翌年の9月ぐらいまでの期間が払われていなかったと思われるので、その点をご迷惑をかけたと思いますけれども、間もなく3月下旬に報酬は支払われますので、岩舟町、今度はどこの各方面隊も同じような報酬の支給になりますので、これからは大丈夫だと思います。

以上です。

○委員長（福富善明君） 針谷委員。

○委員（針谷育造君） 報酬はそもそも年度内に消費をし、あるいは支払いをするということで、年度を過ぎた前年度の残金で翌年度繰り越しをやっていく、そういうふうを受けとめられる可能性はあるのかなと私はしております。例えば、例が適当かどうかわかりませんが、議員の政務活動費、これは条例で決まっております、第4条で、最初の月に一括交付すると、申請をしたら一括1年分を交付するという事例もありますし、消防団がそうでなくても集まらない状況の中で、四苦八苦をしているさらに経済的な苦勞をかけているという現実をきちんと認めていただきながら、できるだけ早い時期にお金の問題で心配をかけないように、例えばここに活動報告書がありますけれども、もう連日のように操法訓練の近くになりますと、毎晩のように出かけていっているわけです。そのときに夕飯も食べられないという実態を聞いておりますので、これは早急にこういうことのないように、消防団逃げるわけではないし、消防団というのは常に危険と隣り合わせの仕事も場合によってはしなければならぬ、そういう厳しい職務を遂行しているわけでありますので、これは一日も早い条例改正なりというもので対処をお願いしたいことを、答弁も含めてお願いしたいと思っております。

○委員長（福富善明君） 小島課長。

○消防総務課長（小島 徹君） 栃木市消防団の条例で一応定められていますので、今のところはそれで施行して、それで委員が言われるように、運営に関しては苦慮しているということですが、一応報酬は上半期、下半期で2回に分けて払っています。費用弁償の費用は、8月と11月と3月に支給していますので、そこら辺はちょっとご理解をいただいております。

○委員長（福富善明君） 針谷委員。

○委員（針谷育造君） ご理解をしようと思っておりますけれども、現場では非常に苦勞しておりますし、総務課長が答える内容ではないと私は思いますので、消防長のほうから、今後の取り扱いあるいは考え方をもう一度答弁願いたいと思っております。

○委員長（福富善明君） 関口消防長。

○消防長（関口義行君） 針谷委員さんがおっしゃるとおり、そういうことで団員の人が苦慮しているということであれば、今後そういうことが可能かどうか、関係部局と調整をさせていただきます。

以上でございます。

○委員長（福富善明君） 針谷委員。

○委員（針谷育造君） 了解。

○委員長（福富善明君） ほかに質疑ありませんか。

大川委員。

○委員（大川秀子君） 319ページの一番下のほうにある部屋南部地区の指定緊急避難場所整備事業費で、主要事務事業の中で説明がございまして、9,000平米の農地を買収して約10メートルの高さに盛り土して避難場所にするということなのですが、私も地元ではないし、考え方がわからないのですけれども、堤防のところに張りつけて避難場所をつくるということでしょうね。洪水の場合の避難場所として川の近くでいいのかという素人の考え方になるのですけれども、その辺はどうなのでしょう。

○委員長（福富善明君） 大橋課長。

○危機管理課長（大橋嘉孝君） ご質問の部屋南部地区の指定緊急避難場所なのですけれども、こちらは委員おっしゃるとおり、巴波川の土手に法面付けのような形で避難場所を設置するものであります。これは、渡良瀬遊水地側からの浸水等のおそれもあります。そういったものも考慮しまして、また思川等の増水等も考慮しまして、部屋南部地区の皆さんがあくまで緊急に避難するためのものであります。したがって、巴波川の決壊のおそれ、そういったものがある場合には、ここではなくて、しかるべき避難場所のほうにご案内するという形になるかと思えます。

○委員長（福富善明君） 大川委員。

○委員（大川秀子君） しかるべきときには、緊急的なものなので、やはり川から離れているということが基本だというふうには思うのですが、その際の避難として常に住民にはその周知がされているのかどうか、お伺いしたいと思います。

○委員長（福富善明君） 大橋課長。

○危機管理課長（大橋嘉孝君） 昨年の4月に全戸配布いたしました防災ハザードマップ、こちらのほうにも載せてありますように、部屋南部地区に関しましては、しかるべき避難場所として何カ所かご案内しているところでありますので、今後とも地域の皆さん方に周知を図って、いざというときに慌てないようにさせていただきたいと思えます。

以上です。

○委員長（福富善明君） 広瀬委員。

○委員（広瀬昌子君） 先ほどの消防団の運営費の件で伺います。

○委員長（福富善明君） 何ページでしょうか。

○委員（広瀬昌子君） 315ページです。内容はわかりました。

1つ確認です。報酬につきましては、各消防団に個人的に振り込みをされているのかどうかということですが。

○委員長（福富善明君） 小島課長。

○消防総務課長（小島 徹君） 今のご質問ですけれども、団員の方から委任状をもらいまして支給

をしております。

以上です。

○委員長（福富善明君） 広瀬委員。

○委員（広瀬昌子君） 委任状をいただいて、団のほうに振り込みになるという、そういう答弁なの
でしょうか。

○委員長（福富善明君） 小島課長。

○消防総務課長（小島 徹君） 今委員がおっしゃったとおりで、一応分団のほうに支給になってい
ます。

○委員長（福富善明君） 広瀬委員。

○委員（広瀬昌子君） その点源泉徴収票を発行していると思うのですが、源泉徴収票はもちろん個
人の名前で出していますよね。

○委員長（福富善明君） 小島課長。

○消防総務課長（小島 徹君） はい、そのとおり出しています。

○委員長（福富善明君） 広瀬委員。

○委員（広瀬昌子君） 前回一般質問の折にこの件のことでお話を申し上げたのですけれども、運営
費も報酬の中からやりくりするということもわかっているのですが、やっぱり個人に支払われたも
のはきちんと市長の名前で出ているわけですから、個人のところにきちんと振り込むというのが基
本であって、振り込んでからその先はという話であって、委任状をとって振込先を個人ではないと
ころに振り込むということがいかなものかなと思っているのですが、それは昔からのそういう慣
例であって、今後そういうところは見直しはできないものかというふうに思うのですが、いかがで
しょうか。

○委員長（福富善明君） 小島課長。

○消防総務課長（小島 徹君） わかりました。消防団員の意見を聞いて調整を図っていきたくと思
っています。

以上です。

○委員長（福富善明君） よろしいですか。

広瀬委員。

○委員（広瀬昌子君） 現場とお話し合いをして、できれば個人に報酬を支払っていただきたいなと
思っています。

次に、313ページなのですが、救急救命士養成事業費について詳しく説明をお願いできたらと思
います。

○委員長（福富善明君） 石田警防課長。

○警防課長（石田 栄君） 委員ご質問の救急救命士養成事業費ですが、主なものが救急救命士を養

成するための研修所入所負担金、これがおおよそ200万円、1名につき200万円ほどかかっております。それ以外に救命士の病院実習の負担金、1名につき1万円、年間大体10名程度を予定しております。あとは、救命士が気管挿管ですか、口からチューブを肺のほうに通す認定を受けるための実習費用、これが1症例につき5,000円が30症例で15万円です。それ以外に救命士が救命士の資格を取った後、病院に1カ月間ほど実習に入ります。その費用が1人約3万円程度、それ以外に各種セミナーとかへの参加費用、こういったものがかかっております。あとは、救命士が行った処置に対する事後検証会があるのですが、これが大体年間300件以上で10万円程度かかっております。あとは、救命士養成の研修所に入所する際のテキスト代あるいは受験の手数料と旅費、これが主なものでございます。

○委員長（福富善明君） 広瀬委員。

○委員（広瀬昌子君） そうしましたら、消防職員になってから救急救命士の資格を取るために、お金をかけて救命士を養成しているわけなのですが、これは計画的に何人という目標が立って、では毎年1人とか2人とかという計画でやっていらっしゃるのでしょうか。

○委員長（福富善明君） 石田課長。

○警防課長（石田 栄君） 大体年間2名程度を計画的に予定しております。

○委員長（福富善明君） 広瀬委員。

○委員（広瀬昌子君） 一応今民間で救急救命士の資格を取っていらっしゃる方もいらっしゃるわけなのですが、栃木消防の場合はそういう救急救命士の資格を持った方を優先にという受験資格の中には入れられないのでしょうか。

○委員長（福富善明君） 小島課長。

○消防総務課長（小島 徹君） 現在、救命士の方というのは確かに専門学校を卒業しまして出ています。ただ、私どもの採用試験は、その枠は決めていなくて、誰が受けても点数順で持ってくるというふうな感じですので、委員がおっしゃるとおりにその枠を設けたほうがいいのかというのは、私どもも検討していきたいとは思っています。

以上です。

○委員長（福富善明君） 広瀬委員。

○委員（広瀬昌子君） 私は要するに救急救命士を計画的にという話、もう一つは、要するに入試のときに、試験のときに、その点数とプラスその資格が生きる、そういう採点方法はないものかというところなのですが、そういう条件も一つ加えることもいいのではないかとということで、要望とします。

○委員長（福富善明君） 要望でよろしいですか。

○委員（広瀬昌子君） はい。

○委員長（福富善明君） ほかに質疑ありませんか。

関口委員。

○委員（関口孫一郎君） 319ページ、緊急防災情報伝達システム整備事業というのがありますが、これも主要事務事業の中で説明がございました。平成27年度は50基を新たに基地局をつくっていくということなのですが、この予定地域、市内各地域ありますけれども、もしわかるようでしたらお教え願いたいと思います。

○委員長（福富善明君） 大橋課長。

○危機管理課長（大橋嘉孝君） ご質問の緊急時の防災無線の設置予定なのですが、平成26年度で伝播調査を100カ所ほど実施いたしまして、適性を検討しているところであります。今のところまだ具体的に50カ所をどこに建てるかは決めておりません。しかしながら、当然のことながらつけるとなればまずは優先されるのが避難所、指定避難所になっている建物、それから今後災害が起こり得る可能性の高い地域、こちらを優先的に整備してまいりたいというふうに考えております。

○委員長（福富善明君） 関口委員。

○委員（関口孫一郎君） 今伝播の調査をしているということなのですが、昨年度、本年度といえますか、平成26年度は災害の起きやすいところ15カ所優先して設置しますよということだったと思うのですよね。平成27年度は新たに今度は避難所を中心に50カ所を予定しているということなのですが、避難所でもやっぱり電波状態の悪いような場所もあるのでしょうか。

○委員長（福富善明君） 大橋課長。

○危機管理課長（大橋嘉孝君） そもそもこの防災無線整備をするに当たりまして、使用する電波をNTTドコモの携帯電話網を使っております。市内全域にわたって電波の状態がいいというような条件が整っていたものですから、さらにまた経費も安く上がるということで採用された方式でありますので、現在のところNTTの電波の届かないところというのが西方の本当に山奥ですね、真上の奥のほうですね、砂利採取場があるところ知っていますか、あのあたり、知らないですか。本当に山奥のイノシシとかお猿さんがいるところですね。人間の住んでいないところは届かないのです。そういうことで、今のところ今年度整備しました真上地区につきましても、電波の状態のいいところに建てましたので、今後建てていく場所については全て電波のほうは大丈夫だというふうに考えております。

○委員長（福富善明君） 関口委員。

○委員（関口孫一郎君） 当然災害の起きやすい場所、また避難の中心地域になるところ、そういうところを優先しながらこの50の電波塔ですか、建てていただきたいなど、そう思っております。

以上です。

○委員長（福富善明君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ないようですので、次に移ります。

12款公債費及び13款予備費を一括した質疑に入ります。予算書は372ページから375ページであります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ないようですので、以上で歳出各款ごとの質疑は終了いたします。

続いて、歳入の所管関係部分を一括して質疑いたします。予算書は56ページから141ページであります。

質疑ありませんか。

針谷委員。

○委員（針谷育造君） 予算書の64ページ、10款地方交付税、1項地方交付税、1目の地方交付税の中で、これは白石議員が交付税のことについて、今後の見通しについて聞かれたと思うのですが、そのとき私もちょっとわからなかったなというところがあるものですから、いわゆる特例措置の終了に伴う影響ですかね。それでその市町村の姿の変化に応じて、また交付税が算定がえになります。例えば総合支所の設置とか、あるいは人口密度であるとか、あるいはまたその他特別な算定がありましたね。3つの方式があるかと思えますけれども、その辺で百何億円という財政計画を見ますと、この間減っていきますよと、トータルでそのように減っていくと、それらが幾分緩和するのかなと、私も一般質問の中で聞いたことありましたが、そういうものが予定に比べて、そういう措置が起きることによってどれだけだつて、この前白石さんの質疑の中で聞いたのですが、ちょっとメモを抜かしたようなところもあったものですから、再度お答え願いたいと思います。

○委員長（福富善明君） 杉山財政課長。

○財政課長（杉山知也君） ご質問の普通交付税の関係なのですが、今合併に伴う特例ということで、約30億円ほどの増額になっておりまして、それが平成27年度から1市3町分になるのですが、1市3町分のものが縮減されてまいりまして、岩舟町との合併分が縮減が最終的に終わるのが平成37年度になります。その30億円が当初平成37年度には30億円丸々なくなるという予定だったのですが、このたびの国の地方交付税の見直しによりまして、約7割程度が確保するという国の方が見直しておりますので、30億円の7割ですから21億円は確保されるということで、当初30億円の減るところが約9億円の削減で済むというふうなことをございます。

○委員長（福富善明君） 針谷委員。

○委員（針谷育造君） 了解しました。

○委員長（福富善明君） ほかに質疑ありませんか。

関口委員。

○委員（関口孫一郎君） 57ページ、市税の固定資産税、その中で国有資産等所在地交付金、来年度

は2億7,340万円交付予定なのですが、主に渡良瀬遊水地に関してという話があったかなと思うのですが、この部分について細かく教えていただければと思います。

○委員長（福富善明君） 島田資産税課長。

○資産税課長（島田隆夫君） それでは、ご質問にお答えします。

固定資産等所在市町村交付金というのは、簡単に言いますと、国、県からの固定資産税に見合う、普通税金というのは国とか県というのは納めないわけですが、それに見合う、固定資産税に相当する交付金が出るという形になると思います。そのうち約2億円のうちの97%、これが渡良瀬遊水地で、渡良瀬遊水地の谷中湖といいますか、ハート池ですね、あの部分はダム機能を有しています。ダム資産ということで、これがその交付金の対象になっています。その部分が今回交付金の算定標準額というのが見直しがありまして、若干増えることになりました。それでこの額になっています。

なお、渡良瀬遊水地以外といたしましては、市内にあります宇都宮地方法務局であるとか、裁判所、検察庁あるいは栃木県の県有地といいますかね、それらの土地、家屋に対してかかっている固定資産税のような形のもので、そういったものが交付されるものです。ただ、いわゆる宿舎というのですかね、裁判所の官舎のような、ああいう普通財産的なものというのですかね、そういうものに見合ったもので交付されています。

以上です。

○委員長（福富善明君） 関口委員。

○委員（関口孫一郎君） 今の説明ですと、97%が渡良瀬遊水地に関する交付金だと、国有財産に対する交付金だということで理解をいたしました。

当然これから使い道という話になってくるのですが、渡良瀬遊水地もラムサール条約登録湿地になりましたので、そういった部分にもこの資産税運用していただければありがたいかなと、そのように思います。要望としておきます。

○委員長（福富善明君） ほかに質疑ありませんか。

大川委員。

○委員（大川秀子君） 64、65ページの地方交付税のことなのですが、地方交付税の中で普通交付税、特別交付税というふうに分けられております。9億800万円ということなのですが、その説明の中で普通交付税に反映されないものという説明があったのですが、それはどういったことがこの交付税の該当になってくるのかということをお伺いしたいと思います。

○委員長（福富善明君） 杉山課長。

○財政課長（杉山知也君） 地方交付税2つございまして、まず普通交付税というのは、標準的な行政活動に対して国のほうから交付されるものでございまして、もう一方の特別交付税につきましては、そういった標準的なものではなくて、その各自治体の独自の活動というのですかね、そういっ

たものに対して交付されるものになってございます。

具体的に申しますと、例えば栃木市でいいますと、伝建地区がございまして、そういった文化財に対する特別交付税措置であったり、あとは一応特別交付税については、国のほうでこういった事業については特別交付税を対象にしますというふうな基準がございまして、その基準に基づいて栃木市の算定額というのをはじきまして、国のほうに回答いたしまして、それに対して交付されるというふうなことになります。

以上です。

〔「ありがとうございます。結構です」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ほかに質疑ありませんか。

千葉委員。

○委員（千葉正弘君） 141ページの臨時財政対策債なのですけれども、今年度というか、来年度の予算が24億4,000万円ということですが、年度末での累積といいますか、臨時財政対策債としての残高は幾らになるのか、お聞きしたいと思います。

○委員長（福富善明君） 杉山課長。

○財政課長（杉山知也君） 臨時財政対策債の残高でございましてけれども、平成26年度末の見込みですが、274億9,683万5,000円になります。

○委員長（福富善明君） 千葉委員。

○委員（千葉正弘君） これ交付税の不足分といいますかね、国が用意できない分を地元が持つということなのですけれども、この金額の今年度の予算は承知しましたけれども、この金額というのは増えていくのでしょうか減っていくのでしょうか、見通しざっくりで結構なのですが。

○委員長（福富善明君） 杉山課長。

○財政課長（杉山知也君） 臨時財政対策債については、基本的には交付税の代替措置ということでございまして、これまで地方の財政規模が大きくなるに従いまして、臨時財政対策債の規模というのが毎年増えていっているような状況でございましてけれども、平成27年度の地方財政計画におきましては、そういった状況に歯どめをかけようということで、国のほうについては、臨時財政対策債を大幅に減額するというふうな方針で地方財政計画が出されておまして、それを受けて平成27年度の栃木市予算につきましては、臨時財政対策債の大幅な減額をしております。ただ、この平成27年度の減額分というのが、基本的には地方の税収とかの伸びというのを国のほうが見込んで、その分臨時財政対策債を減らしておりますので、景気の動向によりましてやはり基本的には増加していかざるを得ないのかなというふうには考えております。

○委員長（福富善明君） 千葉委員。

○委員（千葉正弘君） この臨時財政対策債というのは、国の責任というか、国は補償しますみたいことで我々としてはそういう認識でいるのですけれども、本当にそうなのでしょうか。

○委員長（福富善明君） 杉山課長。

○財政課長（杉山知也君） 一応臨時財政対策債にかかる元利償還金については、普通交付税のほうに算定されておりまして、毎年その分は入ってきているということでございます。

○委員長（福富善明君） 千葉委員。

○委員（千葉正弘君） 承知いたしました。国の財政がおかしくなったときには、国が真っ先にやることは、きつともうこのお金は返せないから地方で何とかしろと言いかねないようなことも想像できるもので、なるべく抑えていく必要があるのかなというふうには思っております。要望で結構です。

○委員長（福富善明君） 要望で。

ほかに質疑ありませんか。

大川委員。

○委員（大川秀子君） 139ページからその次のページまで、旧の合併特例事業債というので、新規事業に旧の合併特例債が出てくるのですね。恐らくどんどんこの合併特例も条件が悪くなっているという、下げられてきていると思うのですが、その旧の合併特例債がいつまでこれ適用されるのか、今後の事業についてお伺いしたいと思います。

○委員長（福富善明君） 杉山課長。

○財政課長（杉山知也君） 合併特例債につきましては、一応合併した年度の翌年度から10年間ということになっていますので、平成31年度までが基本的に合併特例債の発行する期間になります。ただ、合併の基本計画を見直すことによりまして、例えば最長で5年間延長になりますので、基本的には10年なのですが、その延長が認められれば15年間合併特例債というのが発行になりまして、条件につきましては、変更というのはございませんで、起債の充当率が9割で、交付税措置率が4割なのですが、それについては変更はございません。

○委員長（福富善明君） 大川委員。

○委員（大川秀子君） そうしますと、平成31年度まで適用されるということなので、栃木市は今後合併特例債を起債する場合にその年度までは旧の合併特例債を使えるということですのでよろしいのでしょうか。

○委員長（福富善明君） 杉山課長。

○財政課長（杉山知也君） はい、そのとおりでございます。

〔「わかりました」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

針谷委員。

○委員（針谷育造君） 市税の……

○委員長（福富善明君） 何ページでしょうか。

○委員（針谷育造君） 56、57ページ、市の基本となります市税につきましてお伺いをしたいと思います。

予算ではこのような数字、パーセントから見ますと30%という歳入の比率になっておるようでありまして、ここにあります現年課税分、滞納繰り越し分という個人、法人等がございますけれども、これらの徴収率はどのくらいを考えておるのか、その辺のところをどのような体制でまた今年も臨んでいくのかというようなこと、職員に対しても含めまして、お答え願いたいと思います。

○委員長（福富善明君） 早乙女課長。

○収税課長（早乙女正美君） 徴収率ということですが、平成27年度につきましては、現年分につきましては97.6%、滞納繰り越し分につきましては14%を見込んでおります。各税ごとのほうがよろしいですか。

〔「資料ありましたら」と呼ぶ者あり〕

○収税課長（早乙女正美君） 今の市税全体でございますけれども、例えば市民税の個人課税部門につきましては、現年分97.1%、滞納繰り越し分につきましては15%です。法人税につきましては97.1%、滞納分につきましては12%。固定資産税の現年分につきましては89.6%、滞納分につきましては13%。軽自動車税につきましては90.2%、滞納分につきましては17%。都市計画税が79.1%、滞納分が16%でございます。

○委員長（福富善明君） 針谷委員。

○委員（針谷育造君） 大変高い徴収の目標を掲げ、それに向かって職員一丸となって、ぜひこの目標に向かって取り組んでいただきたいことを要望して、質問終わります。

○委員長（福富善明君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ないようですので、次に移ります。

次に、議案書の1ページから12ページであります。第3条、債務負担行為、第4条、地方債、第5条、一時借入金及び第6条、歳出予算の流用を一括した質疑に入ります。議案書の1ページから12ページであります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ないようですので、総括的な質疑に入ります。

質疑はありませんか。

大川委員。

○委員（大川秀子君） せっかくですので、人事に関係することです。

○委員長（福富善明君） 何ページでしょうか。

○委員（大川秀子君） 総括ですから全体でということの考え方なのですけれども、合併後人事交流を積極的にやるということで、総合支所と本庁との人事交流を積極的にきつとこれまでやってきた

のかなというふうに思っているのです。それによって適正な職員配置ができているのかどうか、まめに異動することで、専門性がそこで生まれるのかどうかというちょっと懸念もあるのですけれども、平成27年度に向けてどういう人事交流とか、その職員の配置とか、それらを進めてきたのか、考え方についてお伺いしたいと思います。

○委員長（福富善明君） 名淵課長。

○職員課長（名淵正己君） 職員の人事についてのご質問でございますけれども、合併以来委員さんご意見と申しますか、ご指摘のとおり、本庁と総合支所の交流と申しますか、異動を積極的に進めてきたところでございます。ただ、しかしながら総合支所の人数が減ってきたこと等もありまして、やはり当初と比べますと、その庁舎間の異動が少なくなってきたというような事実はございます。また、異動年数につきましても、基本的には人材育成という部分がありますので、一定の部署に一定の期間は配置すると。また、若手の職員につきましても、さまざまな部署を経験していただくと。俗にジョブローテーションと言われておりますけれども、そのようなことで、できれば3年くらいで異動する形をとっていきたいと考えているところでございます。しかしながら、実際どうなのかということで申し上げますと、大変課の数、チームの数というのが多くなっておりまして、実際には管理監督職の異動が早くなっているというような状況もございまして、なかなか一定の場所で複数、5年なり3年なり同じ業務につくというのが難しい状況になっているというのが課題であると認識しております。今後組織機構の見直しも含めまして、それに合いました人事というものについて考えてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（福富善明君） 大川委員。

○委員（大川秀子君） ぜひ仕事をする上で、やっぱりいい職場環境でなければいい仕事ができないということになると思うので、ぜひその辺に意を用いて今後人事をしてもらいたいなというふうに思います。

以上です。

○委員長（福富善明君） 要望ですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） 関口委員。

○委員（関口孫一郎君） 済みません。実は先ほどお昼の時間帯で聞き漏らした部分があるものから、155ページにお戻りいただきたいと思います。

上のほうに旧庁舎管理費ということで119万4,000円設けてあります。この旧庁舎の管理費というのはどの部分、当然ここが新庁舎でございますので、旧庁舎、別館を含めた全ての部分の管理費かなとは思いますが、どこまでが旧庁舎の管理費として設定されているのか、まずはお伺いをしたいと思います。

○委員長（福富善明君） 大塚課長。

○管財課長（大塚桂三君） 旧庁舎につきましては、昔ありました旧本館、議場があったところですね。あと、教育委員会があった別館とこちらの管財課があった旧第2別館の3つでございます。

○委員長（福富善明君） 関口委員。

○委員（関口孫一郎君） その3つが旧庁舎ということなのですが、特に今後地方都市リノベーション事業等も計画をされております。旧庁舎ともいろんな予定がされているようでございます。まず、第2別館についてお伺いしたいのですが、あそこ大分ペンキが剥げている、また北側の羽目板等も落ちている場所も目につきます。これから利活用していく大切な建物でございます。そういった部分の予算もこの予算の中に含まれているのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○委員長（福富善明君） 大塚課長。

○管財課長（大塚桂三君） 必要最小限の修理等については、概算で予算繰りをしております。先ほど関口委員さんからお話があったとおり、今後リノベーション等がありますので、そのときに今後利用を図っていると思いますので、最低限の管理は行っていきたいと思っております。

○委員長（福富善明君） 関口委員。

○委員（関口孫一郎君） あとは、当然私らもあそこの旧庁舎で何年か過ごさせていただきました。実はあそこに空調でエアコンがこちらへ引っ越す前に設置されたかと思うのですが、あのエアコンの活用等については、大切な財産でございますので、どのように考えているか、お聞かせ願いたいと思います。

○委員長（福富善明君） 大塚課長。

○管財課長（大塚桂三君） 旧庁舎のエアコンにつきましては、国庫補助をいただいておりますので、簡単には転用できない部分がありますので、財政課と協議しながらその範囲内で転用できる部分については、今後転用していきたいと思います。各支所と各施設においてエアコンの必要状況についても問い合わせしておりますので、それに合うものであれば今後配置がえというか、転用して利活用を図っていきたいと考えております。

以上です。

○委員長（福富善明君） 関口委員。

○委員（関口孫一郎君） なかなか国庫の事業なので難しいという話は聞いて、お伺いしましたけれども、リノベーションの中では文化芸術館にあそこはかえていくという予定でございます。そうなってくると、当然建て替えとかそういう話になってくると思うのですよね、解体して。ですから、我々が本当はかなりのお金を多分あのエアコン設置に関しては入っていると思うのですよ。ですから、ぜひとも難しい話かもしれませんが、有効活用ということで利活用していただければありがたいかと、要望としておきます。

○委員長（福富善明君） 要望でお願いします。

ほかに質疑ありませんか。

広瀬委員。

○委員（広瀬昌子君） ちょっと、379ページなのですが、職員手当の内訳の中の今年度地域手当の5,195万3,000円の数字が上がっているのですが、内容についてお願いいたします。

○委員長（福富善明君） 名淵職員課長。

○職員課長（名淵正己君） 地域手当でございますが、12月議会で条例の改正をお願いしたところでございますが、栃木市につきましては来年以降、基本的には3%、経過措置によりまして1%となっております。来年度につきましては1%の支給を行っていきたいと考えております。

○委員長（福富善明君） 広瀬委員。

○委員（広瀬昌子君） 了解しました。

1つ要望、お願いがあるのですが、先ほどの財政調整基金とか基金の残高は、決算のところを出していただいているのですが、さてはその現金ですが、ペイオフ関係で大変悩んでいらっしゃるかと思えますけれども、預けてある金融機関名、現金で預けてあるのか、また証券としてなのか、それとあとその借入額とか、そういう一覧表が出ますれば、決算のときでも結構ですので、ぜひ委員会にだけでも提出していただければと思うのですが。

○委員長（福富善明君） 要望です。

○委員（広瀬昌子君） はい、よろしくをお願いいたします。

○委員長（福富善明君） 要望としてよろしく申し上げます。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） 討論省略の声がありましたが、討論を終了することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第1号の所管関係部分を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第1号の所管関係部分は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎閉会の宣告

○委員長（福富善明君） 以上で、当常任委員会の審査は終了いたしました。

なお、審査報告書及び委員長報告の作成については、委員長及び副委員長にご一任願います。

これをもちまして総務常任委員会を閉会いたします。

大変ご苦勞さまでございました。

（午後 2時05分）